

平成 28 年度 定期監察報告書

平成 29 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1 監察事項及び対象機関	6
第 2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間	7
第 3 監察結果	9
I. 職場の健康づくりに関する取組	9
1. 報 告	9
(1) コミュニケーションの輪を広げるための取組	9
1) 職場内のコミュニケーションの取組状況	9
2) 地域とのコミュニケーション、インターネットやマスメディアを活用したコミュニケーションの取組状況	10
① 地域とのコミュニケーションの取組状況	10
② インターネットを活用した地域とのコミュニケーションの取組状況	12
③ 広報のスキルアップやマスコミとの信頼関係構築のための取組状況	12
(2) ワークライフバランスの推進に関する取組	13
1) ワークライフバランス取組計画に基づく取組状況	13
2) 超過勤務縮減に向けた取組状況	14
3) メンタルヘルスに関する取組状況	15
① 管理職員等に対するメンタルヘルスに関する講習などの実施状況	15
② 相談窓口の設置状況及びカウンセラーなどによる相談の実施状況	16
4) 休暇取得の促進に向けた取組状況	16
5) 女性活躍に向けた取組状況	17
① 女性の採用希望者、採用者の増加に向けての取組状況	17
② 女性が働きやすいと感じる職場とするための取組状況	18
6) 業務改善に関する取組状況	19
① 業務改善を推進するための体制の整備状況、業務改善計画の策定状況	19
② 業務改善の事例	19
(3) コンプライアンス意識の向上に関する取組	20
1) 国家公務員倫理法等の遵守に向けた取組状況	21
① 国家公務員倫理法等の遵守などコンプライアンス意識の徹底に向けた取組の状況	21
② コンプライアンス推進計画の進捗、ミーティングの実施状況	22
2) ハラスメントの防止に向けた取組状況	22
① ハラスメント防止意識の向上に向けた取組状況	22

② 国家公務員セクシャル・ハラスメント防止週間における取組状況	23
3) 行政情報の管理等に向けた取組状況	23
① 行政情報の管理等について職員に周知するための取組状況	24
② 個人情報保護、情報セキュリティ等に関する取組状況	24
2. 提示意图見	26
3. 推奨事例	28
(1) 職場内でのコミュニケーション機会確保のための取組	28
【業務研究発表会の開催（東京国道事務所）】	28
【事務系職員と技術系職員とが一体となる業務説明会、現場見学会、災害対策用機械操作訓練等の開催（中部地方整備局）】	29
(2) 地域とのコミュニケーション機会確保のための取組	30
【国土地理院広報戦略に基づくリーディング・プロジェクト（国土地理院）】	30
【徳川家康没後400周年に併せて安倍川治水歴史副読本を小学校へ寄贈（静岡河川事務所）】	31
【体験型の現場見学会の開催（北海道運輸局）】	32
【地域と連携した公共交通機関の利用促進（四国運輸局）】	34
(3) インターネットやマスメディアを活用したコミュニケーション確保の取組	35
【ホームページに「震災伝承館」の開設（東北地方整備局）】	35
【プレス発表に対するヒット率のとりまとめ（四国運輸局）】	36
(4) 超過勤務縮減に関する取組	37
【超過勤務縮減に向けた新たな取組（関東地方整備局）】	37
(5) 休暇の取得促進に向けた取組	38
【春Sun3・GO5サマーキャンペーン（中部地方整備局）】	38
(6) 女性の活躍に向けた取組	40
【島田市長と女性職員のランチタイム懇談会（静岡河川事務所）】	40
【くらしでミーティングの設立・活動（中国地方整備局）】	41
(7) 業務改善に向けた取組	42
【バスタ新宿大丈夫か会議（東京国道事務所）】	42
【テレビ会議システムを積極的に活用した超過勤務の縮減（宇部港湾・空港整備事務所）】	43
【各部署を越えた業務改善の取組（中国運輸局）】	44
(8) 行政情報管理等に向けた取組	45
【携帯電話紛失時マニュアルの作成（関東地方整備局）】	45
II. 災害応急対策の実施体制に関する取組	46
1. 報告	46

＜地方整備局、沖縄総合事務局、国土地理院＞	46
（１） 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組	46
１） TEC-FORCE の災害支援派遣に関するマニュアル等の整備状況	46
２） 災害支援派遣先における職務環境の整備のための各種調達の取組状況	46
① 災害支援派遣先における食事の確保状況	47
② 災害支援派遣先における宿泊場所の確保状況	47
③ 災害支援派遣先における移動手段の確保状況	47
④ 災害支援派遣における携行品の準備状況	48
３） 受援組織における職務環境整備の取組状況	48
① TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備状況	49
② 非常参集体制の確保のための環境整備状況	49
③ 備蓄品の調達・管理状況	49
４） 派遣職員の健康管理に関する取組状況	50
５） ロジ等についての業務改善に関する取組状況	50
（２） TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組	51
１） TEC-FORCE 派遣の手順等のマニュアル等整備に関する取組状況	51
２） TEC-FORCE 派遣における派遣者調整に関する取組状況	51
３） ロジ・広報担当者の派遣に関する取組状況	51
（３） 災害支援の広報に関する取組	51
１） 災害支援派遣時の広報に関する取組状況	52
２） 災害支援派遣時の広報活動の体制の確保状況	52
３） 平時の災害派遣等に関する広報活動状況	53
４） 効果的な広報技術の周知・習得状況	53
（４） TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組	54
１） 活動報告会等の開催状況	54
２） 大規模災害時の活動記録の作成に関する取組状況	55
（５） その他	55
１） TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置	55
＜地方運輸局＞	56
（１） 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組	56
１） TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアル等の整備状況	56
① TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアルの整備状況	56
② 災害対策本部設置等に関するマニュアルの整備状況	56
③ 備蓄品の確保状況	57
２） 災害支援派遣先における移動手段の確保状況	57
３） 災害支援業務に関する訓練等の実施状況	57

4)	災害支援業務を円滑に行う環境の整備状況	57
(2)	災害支援の広報に関する取組	58
1)	報道活動に関するマニュアル等の整備状況	58
2)	マスクミとの良好な関係の構築状況	58
3)	交通機関の運行状況に関する広報活動の実施状況	58
4)	迅速な広報活動を実施するための訓練の実施状況	59
5)	その他	59
2.	提示意見	60
3.	推奨事例	63
<	地方整備局、沖縄総合事務局、国土地理院>	63
(1)	災害支援派遣先における食事の確保に関する取組	63
【	TEC-FORCE 派遣時の食事の質の向上（関東地方整備局）】	63
(2)	災害支援派遣先における移動手段の確保に関する取組	64
【	災害支援派遣先における移動手段の確保に関する取組（関東地方整備局・中部地方整備局・中国地方整備局）】	64
(3)	TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備	66
【	宿泊先・食事調達先の一覧表の作成（中部地方整備局）】	66
(4)	派遣職員の健康安全管理に関する取組	67
【	現地調査等安全の心得の作成（東北地方整備局）】	67
(5)	災害支援の広報に関する取組	68
【	派遣元の地方整備局ネットワークに接続可能なモバイルPCの持参（関東地方整備局）】	68
【	広報写真の撮り方に関する講習会（中部地方整備局・東北地方整備局）】	69
【	現地作業等の記録を専門とする災害記録班の派遣（中国地方整備局）】	70
(6)	TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組	71
【	活動報告会等の開催（中部地方整備局・東北地方整備局）】	71
【	大規模災害時の記録（東北地方整備局・中国地方整備局）】	72
<	地方運輸局>	73
(1)	マニュアルの整備を通じたノウハウの継承に関する取組	73
【	TEC-FORCE ハンドブックの作成（関東運輸局）】	73
【	災害対策本部設置マニュアル等の作成（東北運輸局・関東運輸局・中国運輸局）】	75
【	移動自動車相談所の設置に関する詳細記録書の作成（中国運輸局）】	77
(2)	災害支援業務を円滑に行う環境の整備に関する取組	78
【	災害支援業務を円滑に実施するためのシステムの構築（東北運輸局）】	78
(3)	災害支援の広報に関する取組	80

第 1 監察事項及び対象機関

平成 28 年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

(1) 監察事項

- ① 職場の健康づくりに関する取組
- ② 災害応急対策の実施体制に関する取組

【背景及び視点】

・ 監察事項①

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としている。そのため、道路・河川・港湾などの社会資本の整備・管理、防災官庁としての安全・安心な地域づくり、豊かで活力あるまちづくりや観光交流の拡大、陸・海・空にわたる物流・人流の確保、これらに関する産業や事業者の振興等の多岐にわたる行政を担っている。

この使命をまっとうしていくためには、本省及び地方支分部局等を通じ、各機関の十分な連帯の下で、一人ひとりの職員が誇りや自信、やりがいを感じつつ、チームとして最大限に力を発揮するとともに、国民から信頼される行政組織を実現することが重要である。

そのためには、「明るく元気で健全な職場づくり」と「ルールへの遵守」を両輪とした職場づくりが重要であり、このような職場づくりに関する取組状況について、職場づくりの重要性についての認識が十分に浸透・定着しているか、実効性に留意した取組の企画・実施や効果の把握に基づく取組の改善が行われているか、組織的な取組の推進に必要な部局間における情報・認識共有や連携の確保がなされているかという視点から監察を実施した。

・ 監察事項②

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定めている。

地方支分部局等においても、国土交通省防災業務計画等に基づき、その所掌事務に関する防災業務計画等を作成するとともに、常日頃から、災害への対応体制の整備等、必要な措置を講じている。

特に、平成20年4月には「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施しており、今日（平成28年10月24日時点）まで、東日本大震災をはじめ64の災害に対し延べ5万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施するなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

以上を踏まえ、地方支分部局等における災害への対応に関し、災害支援派遣先における職務環境の整備、災害支援派遣元組織における派遣者調整等及び災害支援の広報活動について、監察を実施した。

（２）対象機関

東北、関東、中部及び中国の各地方整備局
 国土地理院、沖縄総合事務局開発建設部
 北海道、東北、関東、中国及び四国の各地方運輸局

第２ 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間

1 地方整備局等

対象機関	担当監察官	実施期間
東北地方整備局 本局 北上川下流河川事務所	総括監察官 広畑 義久 監察官 平林 公明 監察官 金縄 健一 監察官 河崎 拓実 監察官 笠置 泰平	7月13日から 7月15日まで
関東地方整備局 本局 東京国道事務所	総括監察官 広畑 義久 監察官 平林 公明 監察官 金縄 健一 監察官 川崎 博	9月28日から 9月30日まで

中部地方整備局 本局 静岡河川事務所	総括監察官 広畑 義久 監察官 平林 公明 監察官 金縄 健一	9月12日から 9月14日まで
中国地方整備局 本局 岡山国道事務所 宇部港湾・空港整備事務所	総括監察官 広畑 義久 監察官 平林 公明 監察官 金縄 健一 監察官 藤田 亨	10月12日から 10月14日まで
国土地理院 本院	総括監察官 広畑 義久 監察官 平林 公明 監察官 河崎 拓実	11月 1日及び 11月 2日
内閣府沖縄総合事務局開発 建設部	総括監察官 広畑 義久 監察官 平林 公明 監察官 福井 武夫 監察官 河崎 拓実	10月20日及び 10月21日

2 地方運輸局

対象機関	担当監察官	実施期間
北海道運輸局 本局	総括監察官 広畑 義久 監察官 川崎 博 監察官 土肥 祐二	12月 7日及び 12月 8日
東北運輸局 本局	総括監察官 広畑 義久 監察官 押田 悟 監察官 成澤 亨	7月28日及び 7月29日
関東運輸局 本局	総括監察官 広畑 義久 上席監察官 宮崎 正徳 監察官 川崎 博 監察官 土肥 祐二	10月 4日及び 10月 5日
中国運輸局 本局	総括監察官 広畑 義久 監察官 押田 悟 監察官 成澤 亨	9月6日及び 9月7日
四国運輸局 本局	総括監察官 広畑 義久 監察官 川崎 博 監察官 土肥 祐二	11月 8日及び 11月 9日

第3 監察結果

1. 職場の健康づくりに関する取組

1. 報 告

(1) コミュニケーションの輪を広げるための取組

職場内外におけるコミュニケーションの輪は、情報共有や相互理解を通じ、職場のチーム力の向上、職員のやりがいや誇りの向上、国民目線に立った行政運営の推進、不祥事の防止などを図る意味で大変重要である。

国土交通省の使命を果たすには、職員のみならず、地域住民や地方公共団体、民間企業等様々な関係者の理解・協力が重要であり、そのような関係者への情報発信や適切なコミュニケーションの確保が不可欠である。特に、近年においては、インターネット、さらにはSNS等のツールが発展している。

また、出前講座、現場見学会及びインフラツーリズム等により職員が自分たちの実施している事業内容や工事現場を地域の人々に自ら説明し、参加者から感謝の言葉や、マスコミに取り上げられることで誇りや喜びを感じる例も少なからず報告されている。

以上を踏まえ、職場内の情報共有や広報・広聴を通じて、風通しの良い職場を作るとともに、国民の国土交通行政への理解を深め、現場力や職員のやりがい・誇りを向上させるため、職場内外においてコミュニケーションの輪を広げる工夫や取組が行われているか、それぞれ組織としてどのような取組を行っているかについて監察を実施した。

1) 職場内のコミュニケーションの取組状況

全ての監察対象機関において、職場内のコミュニケーションとして幹部会議、課内会議等の定例的な会議、業務担当者会議、コンプライアンスミーティング、ワークライフバランス講演会、メンタルヘルス講習会・セミナーといった会議や講演会が開催されていた。

東北地方整備局においては、局長等幹部職員が、風通しの良い職場づくり、職場内のコミュニケーションの向上のため「何でも言える雰囲気づくり」「一人で抱え込まない」「すぐに連絡がくる環境づくり」等積極的に発言することにより、職員への意識付けを率先して実施していた。

関東地方整備局においては、職場内のコミュニケーションは全ての基

本であるとの考えの下、局長から本局幹部や事務所長に対して、部下職員に仕事のモチベーションを持たせること、仕事の達成感を感じさせることを繰り返し指示していた。東京国道事務所においては、自己が関わる職務内容を知ることや、コミュニケーション能力向上等を目的に年1回「所内業務研究発表会」を開催し事務所各課、出張所の代表者が時事のトピックや実務における諸問題についての取組や創意工夫した事例等を発表していた。

中部地方整備局においては、年度初めに異動職員等のために、全職員を対象とした業務説明会や現場見学会及び建設機械操作訓練等を実施することを通じて、事務系職員と技術系職員が一体となり、職域を超えたあらゆる職員が様々な現場を体験し現場の状況や課題を把握し共有していた。

中国地方整備局港湾空港部においては、本局と事務所の職員が合同で現場の安全パトロールを実施していた。本局幹部職員も自らチェックシートを活用しながら参加し、安全に関する認識の共有を図っていた。

国土地理院においては、地方測量部の活動を報告する行動記録が院長はじめ幹部職員あてに毎日メールで送られてきており、幹部職員はそれを確認することを通じて、地方測量部とのコミュニケーションを図っていた。

東北運輸局においては、平成28年度にコミュニケーションの確保などを内容とした「職場の健康づくりハンドブック」を作成し、局イントラネットへ掲載を行うとともに、全所属あてにメール展開することなどにより、職員への周知を図っていた。

関東運輸局においては、局長等幹部職員が、職場の健康づくりの重要性について、管理職員等に対して機会あるごとに言及するとともに、局長自らも、無駄な資料は作らせない、無駄な会議はやらない、なるべく早期退庁を心がける等の取組を率先して行っていた。

2) 地域とのコミュニケーション、インターネットやマスメディアを活用したコミュニケーションの取組状況

① 地域とのコミュニケーションの取組状況

全ての監察対象機関において、それぞれ管内における出前講座及び現場見学会のプログラムをホームページやリーフレット等により周知し、見学希望を受け付け、職員が現場を説明する取組を行っていた。

関東地方整備局東京国道事務所においては、千住大橋架橋88周年

にあたり「千住大橋の長寿を祝う会」を地元自治体、ボランティアサポート・プログラム団体、郷土資料館関係者と協働で開催し、参加者は400名に達した。イベント終了後には東京国道事務所長が首長を訪問し、地元の声の把握にも努めていた。

中部地方整備局静岡河川事務所においては、徳川家康没後400周年に併せて安倍川の治水の歴史をひもとく小学生用の副読本「徳川家康と安倍川物語」を作成し、静岡市内の小学校に寄贈した。このことが新聞等で取り上げられ、周辺小学校や自治会、経済界等からも出前講座の依頼が大幅に増加した。また、出前講座の講師にはベテラン職員に加えて、入省して1～2年の若手職員も派遣するなどした。このことは、若手職員の貴重な経験となり職員の育成にもなっていた。

沖縄総合事務局においては、東京学芸大学等の協力を得て、小学生向けのわかりやすいダム学習教材「Theダム～羽地ダム編～」を作成し、社会科見学等の際に配布していた。

国土地理院においては、国土地理院の役割について国民の理解を得るための広報を目指し平成27年11月「国土地理院広報戦略」を取りまとめた。職員一人ひとりが広報パーソンとして、この広報戦略に基づき「G・K・K」（技術・広報・教育）を重要事項と位置付け、「地元と連携した広報プロジェクト」や「電子基準点を設置している学校への出前授業」等6つのリーディング・プロジェクトを掲げ、地域とのコミュニケーションの推進を図っていた。

北海道運輸局においては、各種教室や見学会において、教育委員会・事業者・NPO法人等多様な関係者と連携した取組を行っており、環境問題に係る「交通エコロジー教室」、新聞ができるまでのプロセスを見学する「サプライチェーン見学会」、心のバリアフリーに係る「バリアフリー教室」を開催するなど、可能な限り現場や実物を見て触れる体験型の内容となるよう工夫していた。

中国運輸局においては、安全対策に係るイベントは、公共交通を利用している高齢者やこれから利用者になる小学生を対象に、自治体や運行事業者など各地域の関係者と協働で実施することで取組の実効性を高めていた。また、海事思想の普及に向け高校生等を対象としたセミナーや見学会を実施し、人材の確保と育成に努めていた。

四国運輸局においては、平成26年に、地域プロスポーツ等を通じた地域の賑わいづくりや交流人口拡大、バスや鉄道など公共交通の利用促進のため、「四国スポーツツーリズム連絡会」を設置した。その中

で、地域振興の推進を兼ねて、野球、サッカー開催時にPR用の垂れ幕であるバスマスク付きの路線バスや、会場シャトルバスの運行などの取組を行っていた。

② インターネットを活用した地域とのコミュニケーションの取組状況

全ての監察対象機関において、ホームページに、出前講座のメニュー、申込み方法等が一覧できるサイトを設けていた。また、「旬な現場」「現場百景」「魅せましょう！活きなインフラ」等の名称により見学が可能な現場情報を各機関のホームページで一元的に発信していた。

東北地方整備局においては、東日本大震災の被災経験・教訓を活かすための記録としてインターネット上で「東北地方整備局震災伝承館」を開設していた。地方整備局や市町村などから集められた約1万点の写真と映像などを「震災概要」「写真」「動画」「年表」「読みもの」として構成し、「よく知りたい人」向けには「くしの歯作戦」等の各ミッション、「地域支援」(TEC-FORCE、リエゾン等)、インフラの「復旧・復興」の状況やプロセスを掲載していた。また、写真・映像等の各資料は閲覧者による二次利用を想定し転載する場合の手続きを明示していた。平成27年度のアクセス数は、月平均で約18,000件となっていた。

国土地理院においては、職員採用情報、災害・防災に関する情報、地図等の技術的な情報等についてTwitter、Facebook、GitHub(ギットハブ)等のSNSを積極的に活用した情報発信がなされていた。特に、発信する情報の質の向上を心がけており、平成28年9月23日に運用を開始した国土地理院公式Twitterはフォロワー数が約7,000人に達していた。

③ 広報のスキルアップやマスコミとの信頼関係構築のための取組状況

全ての監察対象機関において、報道機関への対応に関するルールやマニュアルを作成するとともに、職員の広報のスキルアップを目的としたセミナー、研修会及び講演会を開催していた。記者発表の実演演習、説明力向上運営やプレゼン資料の作り方演習、地元放送局から講師を招いた講演会等が実施されていた。

中部地方整備局においては、本局幹部と記者クラブとの意見交換会

を年1～2回行っており、記者から、記者発表の内容、時期、テレビ映像の頭撮り等の取材方法等について意見をいただき、記者発表資料の改善等今後の広報活動に役立てていた。記者との面識もでき、本局や事務所の行事等が新聞やテレビで取り上げられることが多くなってきていた。

中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所においては、地元ラジオFMきらら「ようこそBOUSA Iカフェ」に所長が2回出演し、TEC-FORCEの活動や企業防災・社会インフラの必要性をPRしていた。

沖縄総合事務局においては、マスコミと相互に信頼関係を構築するため、月1回、局幹部による記者クラブに対する定例記者会見を実施するとともに、意見交換を実施していた。また、広報担当者も交えて年1回程度現場見学会・懇親会を開催していた。

四国運輸局においては、総務部長を委員長とする「四国運輸局広報推進委員会」を年4回程度開催し、年間広報実施計画の策定や、プレス発表に対する報道件数（ヒット率）により、プレス発表の効果の把握・検証を行うなど、積極的な広報の推進を図っていた。

（２） ワークライフバランスの推進に関する取組

職員が責任と誇りを持って生き生きと働けるような職場環境を作るためには、仕事と生活の調和を実現することが不可欠である。

このような観点から、職員の健康管理、業務改善などの取組が重要である。中でも、超過勤務の縮減は職員の心身の疲弊を防ぎ、ワークライフバランスを推進する上で重要と考えられる。

このようなことから、仕事と生活の調和を実現し、職員が責任と誇りを持って生き生きと働けるような職場環境を作るためそれぞれ組織としてどのような取組を行っているかについて監察を実施した。

１） ワークライフバランス取組計画に基づく取組状況

平成27年1月29日「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」（以下この項において「取組計画」という。）が策定された。国土交通省では、これに基づき具体的な取組を実施しているところである。

全ての監察対象機関において、イントラネット等に取組計画に係るポータルサイトを設置するとともに、メール等により全職員への周知を図

られていた。

東北地方整備局においては、取組計画を実施するに当たっては、震災復興事業等を多く抱えているなど各事務所の特徴に応じた実施を心がけていた。また、ここ数年、病気等による職員の死亡が見られることから、取組計画に関し局長自ら高い問題意識を持っていた。

関東地方整備局においては、組織目標として「生産性向上」「危機管理」の2つを掲げ、超過勤務縮減やワークライフバランスの向上（メリハリ）を心がけ、良好な職場環境づくりに努めるよう局長から職員に対して指示を出していた。

中国地方整備局においては、平成28年9月に地方整備局独自の具体的な計画「中国地方整備局における女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進」を策定していた。ワークライフバランスに関して局長は、超過勤務時間の縮減や休暇日数の増加といった数字のみで判断するのではなく、職員個々人の状況を組織トップが把握し、改善を行っていくことが重要であるとともに、組織幹部の意識改革が必要であるという認識であった。この認識は総務部長、企画部長においても共有されていた。

北海道運輸局においては、局長自らが、休暇取得の促進、超過勤務縮減、組織内のマネジメントのさらなる工夫、年度末の繁忙期の対応、局長説明時の資料等の簡略化等について指示していた。

四国運輸局においては、人事評価の目標に女性活躍・ワークライフバランス推進を加えるよう各評価者へ周知するなど、人事評価への反映に資する取組を行っていた。

2) 超過勤務縮減に向けた取組状況

国土交通省では、超過勤務縮減のため、「超過勤務の縮減に向けた当面の取組について」（平成22年5月12日大臣官房長通知）において月60時間以内の目標時間、週20時間の上限目安を念頭に、適正な勤務時間管理の徹底、業務の簡素・合理化を進めているところである。

全ての監察対象機関において、超過勤務の事前申し出、事後の確認等管理職員による適正な勤務時間の管理を行うとともに、定時退庁日の館内放送及び幹部の巡回による早期退庁の呼びかけにより超過勤務の縮減に取り組んでいた。

東北地方整備局においては、超過勤務時間80時間以上が4か月間、

100時間以上が2か月間続いた職員が発生した場合には総務部長からその所属長に対して個々に連絡しその改善策を報告させていた。必要に応じて、部長会において業務配分の見直しや健康管理等の指示を行っていた。

関東地方整備局においては、平成27年度から職員の超勤実績、年次休暇取得状況が一覧で把握することが可能な「勤務時間管理システム」を導入し、このシステムを幹部職員が活用して部下職員の勤務状況把握に努めていた。また、人事評価の目標設定に当たり、全ての職員が超過勤務縮減等を業績評価目標として設定できることを周知するとともに、イントラネットに事例集を掲載していた。

国土地理院においては、定時退庁率が70%を下回る部署にその理由及び超過勤務縮減に係る方策を各部筆頭課長会議に報告させていた。

東北運輸局においては、人事課が超過勤務の多い部署から聞き取りを行い、業務分担や業務プロセスの改善を促していた。

関東運輸局においては、管理職員が、部下職員の業務量や状況を随時把握し、偏在を確認した場合は分散、共助・支援体制をとるなど、職員全体で業務に取り組むことにより、超過勤務縮減に努めていた。また、人事課において、毎月の各部の超過勤務を把握しつつ、長時間の超過勤務が数か月にわたって続いている場合には、業務の状況の確認や、必要に応じて業務分担の見直し等の改善策を指導していた。

3) メンタルヘルスに関する取組状況

① 管理職員等に対するメンタルヘルスに関する講習などの実施状況

心の健康づくりについては、「職員の心の健康づくりのための指針について（通知）」（平成16年3月30日人事院事務総局勤務条件局長通知）において、部下の人事管理等を直接行う管理監督者に対する教育が特に重視されているところである。

全ての監察対象機関において、管理監督者向けのメンタルヘルスに関する講習会・セミナー等を開催するほか、独自の研修カリキュラムの実施、内閣官房において作成された「e-ラーニング」の活用などメンタルヘルスに関する取組の充実に取り組んでいた。

関東地方整備局においては、管内で行う「巡回カウンセリング」の中で管理職等を対象とした講習会、懇談会を実施していた。

中部地方整備局においては、新規採用職員のメンタルケアとして、

健康管理者である事務所副所長又は総務課長が4～6月の3か月間継続して面談を実施していた。

東北運輸局においては、各所属長が、極力、管理職員を含めた所属職員とのコミュニケーションを取り、直接声がけすることで、心身・体調の変化等に気づくことができるよう努めていた。

四国運輸局においては、総務部長自らがメンタルヘルスに関する情報を収集し、メールでその情報を全員に定期的に送付し、この問題に対する職員の意識付けをより一層高めていくなどの実効性を高める工夫を行っていた。

② 相談窓口の設置状況及びカウンセラーなどによる相談の実施状況

全ての監察対象機関において、内部カウンセラー及び外部カウンセラー、健康管理医による相談体制を整え、カウンセリング実施案内等をイントラネット等により全職員に周知していた。

東北地方整備局においては、外部カウンセラーによるカウンセリング、人事院東北事務局や各自治体で開設している相談機関の情報を記載した文書を各職員に送付していた。また、個別面談を希望する職員が多い地区で、外部カウンセラーが配置されていない場合等については必要に応じて、臨時の個別カウンセリングを外部に委託して実施していた。

沖縄総合事務局においては、人事課にメンタルヘルスに関する相談窓口を設けるとともに、診療所に臨床心理士へ相談できるカウンセリングルームを設けていた。

北海道運輸局においては、本局及び各支局において、外部カウンセラーの相談日を土曜日に設定し、周りの目を気にすることなく相談できる環境づくりに努めていた。

4) 休暇取得の促進に向けた取組状況

取組計画においては、個々の職場において、夏休み、年末年始だけでなく概ね3か月ごとの休暇計画表を通年で作成・配布し、管理職員から働きかけるなどにより、月に一日以上の「ポジティブ・オフ」の取得の促進を図ることとしている。この取組を通じて、年次休暇取得の少ない職員の年次休暇取得を促進し、職員1人当たりの年次休暇の取得日数を、平成32年までに15日にすることを目標としている。

(国土交通省の平成27年の実績は13.5日)

全ての監察対象機関において、休暇計画表を作成しており、管理職員は、自ら積極的に休暇の取得に努めるとともに、業務情報の職場での共有、業務分担の工夫など、職員が休暇を取得できるよう雰囲気の醸成に努めていた。

東北地方整備局においては、本局幹部が出席する全体朝会や入札契約委員会等の開催曜日を原則月曜日から火曜日に変更することにより、幹部の金曜日・月曜日を活用した連休の取得促進及び準備作業の負担軽減を図っていた。

中部地方整備局においては、年間を通じて月1日以上の子次休暇の取得を目指す「ポジティブ・オフ」の取組のほか、時節に合わせ子次休暇取得キャンペーン（春季・夏季）を実施していた。春季は4月、5月の2か月間で一人当たり3日以上の子次休暇取得を目指す「春Sun3キャンペーン」を、夏季は夏季休暇取得対象期間である7～9月の3か月間で夏季休暇のほかに一人当たり5日以上の子次休暇取得を目指す「GO5サマーキャンペーン」を実施し、その結果を取りまとめてイントラネット等で公表するとともに、幹部会等に報告していた。なお、「ポジティブ・オフ」、「春Sun3キャンペーン」「GO5サマーキャンペーン」でそれぞれ掲げている目標を全て達成すると、国土交通省における年間の子次休暇取得目標である15日を達成できるという仕組みとなっていた。

5) 女性活躍に向けた取組状況

① 女性の採用希望者、採用者の増加に向けての取組状況

女性採用に関しては、取組計画において、新規採用者に占める女性の割合を向上させるため、国家公務員採用試験の女性申込者の拡大に向けた取組を行うこととされている。

全ての監察対象機関において、女性職員の体験談や仕事と育児の両立支援制度等を採用募集パンフレットやホームページ採用関係ページで紹介するとともに、採用関係事業説明会への女性職員の積極的配罝するなど、女性申込者拡大に向けた募集活動を行っていた。

また、管内の学校や関係機関への積極的な受験要請、官庁オープンゼミや教育部局等における女性採用希望者を対象とした意見交換会等への女性職員の派遣、女性採用希望者向けの現場見学会・意見交換会、女性職員によるキャリアアドバイザーの配罝、女性官庁訪問者に対する女性職員による対応、女性内定者と女性職員による意見交換な

ど、各機関においてそれぞれきめ細かな対応を行っていた。

② 女性が働きやすいと感じる職場とするための取組状況

女性が働きやすいと感じる職場に関しては、取組計画において、育児・介護等と両立して活躍できるための改革として、男女問わず職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うこと等により、全ての職員が活躍できる職場環境を整備することとされている。

全ての監察対象機関において、研修機会や講演会を通じた女性職員による働きやすい環境整備等に関する意見交換会、育児休業職員への情報発信やコミュニケーション機会の確保、両立支援制度等のイントラネット等による職員周知、育児休業職員の代替要員の確保など、機関毎の独自の工夫により、働きやすい職場環境整備を行っていた。

東北地方整備局においては、女性職員にリーダーとして必要な知識やスキルを付与し、現場におけるリーダーとしての役割を担う意識を醸成する「マネジメントセミナー」を開催していた。同セミナーでは、管理職経験のある女性職員の「講話」と女性職員相互の連携を深めるための「座談会」を実施していた。育児等を行う職員がより参加しやすくなるよう2日間という短い日程で開催し、それでも全日程に参加することが困難な職員に対して「講話」、「座談会」を実施する1日間のみでの参加を可能としていた。また、参加者相互の連携を深めるため、本局幹部職員との意見交換等を行う懇親会を時間外に設定していた。

中部地方整備局静岡河川事務所においては、島田出張所の係長2名が女性だったことから地元島田市長(女性)と事務所の女性職員5名、島田市役所の女性職員5名によるランチタイム懇談会を開催し、女性が職場で活躍するには何が必要か等それぞれの立場から女性ならではの視点に立った意見交換会が行われていた。

中国地方整備局においては、平成26年度に女性の感性を活かしたよりよいインフラ整備・管理及び渉外活動を行うため、中国地方整備局の技術系女性職員等約60名をメンバーとする「くらしでミーティング」を設立していた。平成27年度は総会を1回、ボードメンバー16名によるミーティングを3回開催し、外部講師による講演会や産・学・官の女性技術者の意見交換会等を実施していた。また、平成26年度に、広島国際会議場において「高専女子フォーラム in 中国」が開催された際、中国地方整備局も「くらしでミーティング」メンバーを派遣し、高専の女子学生と先生に向けて地方整備局の魅力や女性

職員の活躍を発表していた。

国土地理院においては、育児休業中の職員のスムーズな復職に向けて、休職中も必要な情報を入手できるように特設のホームページを設け、自宅に居ながらアクセスできるよう措置していた。

6) 業務改善に関する取組状況

① 業務改善を推進するための体制の整備状況、業務改善計画の策定状況

国土交通省においては、業務改善を通じて、一人ひとりの職員が社会のために、国家公務員の誇りとやりがいを持って、生き生きと仕事ができる環境整備を目指し、「国土交通省業務改善計画」（平成24年10月15日策定）をとりまとめ、各局等においても、業務改善に継続的に取り組むための体制について整備することとしている。

全ての監察対象機関において、「業務改善協議会」、「業務改革推進本部」、「業務改善委員会」等の業務改善を目的とした体制を整備し、「国土交通省業務改善計画」を受けた各取組を行っていた。

東北地方整備局においては、平成27年3月に「業務改善の改善合理化意見提案要領」を定め、イントラネットに提案窓口を設け、職員から業務改善の提案を募っていた。

関東地方整備局においては、平成28年4月、局長から「生産性向上」と「危機管理」の2点が関東地方整備局の横断的な組織目標として示され、「生産性の向上」の実現に当たって、重要テーマとして、形式主義から実質主義への転換を図り、「まとめる」「ならず」「へらす」等の切り口によって業務の優先順位付けや既存業務の廃止等に取り組むこととしていた。

中部地方整備局においては、管内の1つの事務所において超過勤務縮減を図る観点から、外部コンサルを活用して「ワークライフバランス実現手法」について検討中であった。

② 業務改善の事例

関東地方整備局においては、局長が自ら幹部に対する説明資料については簡単なもので良いと指示を出していた。東京国道事務所においては、「バスタ新宿」の管理運営方法の調整・改善のため、事務所各課、出張所が全体で横断的に各部門の役割分担を調整する「バスタ新宿大丈夫か会議」を開催し、効率的な業務執行に役立てていた。

中部地方整備局においては、事務所業務の効率化・集約化の観点から、平成27年度から年末調整認定に係る事務の外部委託を実施している。平成28年度、名古屋市内に所在する事務所職員の給与の扶養手当等の認定に係る事務を本局において試行的に取り扱うこととしていた。

中国地方整備局においては、管内事務所・管理所における支払業務を全て本局会計課で行うこととした。このため、事務所・管理所に設置されていた資金前渡官吏を廃止し、これまで行ってきた出納計算書の作成、現金出納簿の記帳等の業務を行わないで済むよう改善されていた。港湾空港部においては、テレビ会議システムの積極的な利用により、本局と事務所間の効率的な業務執行及びコミュニケーション機会の確保に取り組んでいた。岡山国道事務所においては、入札契約委員会における公告文書等の説明資料について、従来は紙により作成していたため大量の紙のコピー作業を必要としていたところ、平成28年1月からペーパーレス会議の環境を整備しタブレット端末を活用することにより、作業の効率化と事務コストの削減を図っていた。

沖縄総合事務局においては、新旧2つのシステムが併存していた電子決裁システムについて一元化を推進し、平成28年4月、旧システムを停止した。

国土地理院においては、本院の施設管理業務、清掃業務、守衛業務については、従来、業務ごとの単年度契約であったが、平成24年度より各業務を集約一元化し、3か年の複数年契約を行った。このことにより単年度の経費が9%節減できた。

東北運輸局においては、少人数支局・事務所における窓口業務の正確性と迅速性を推進するため、テレビ会議システムを活用して本局と特定の支局・事務所を結び現場業務の後方支援を行う実証実験を行っていた。

中国運輸局においては、部署ごとに異なるソフトを用いて作成されていた12種の証票（立入検査証等）作成について、重複する項目を集約・データベース化することで、これまで最大1週間程度要していた作業時間を約2時間にまで短縮する業務改善を行っていた。

（3） コンプライアンス意識の向上に関する取組

国土交通行政に対する国民の信頼を確保し、所管行政を円滑に遂行するためには、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上が不可欠である。

コンプライアンス意識の向上のためには、職員がコンプライアンスに関連する制度について十分理解するとともに、具体的にどのような行動をとるべきかを適切に認識することが重要である。

また、国家公務員倫理法違反や情報漏えい、ハラスメント事案について、職員一人ひとりが、他人ごとではない「自分ごと」として危機感を涵養することが必要である。

このようなことから、国民全体の奉仕者としての自覚を持ち、国土交通行政に対する国民の社会的信頼を確保するため、コンプライアンス意識の向上等に関する取組を行っているかについて監察を実施した。

1) 国家公務員倫理法等の遵守に向けた取組状況

① 国家公務員倫理法等の遵守などコンプライアンス意識の徹底に向けた取組の状況

全ての監察対象機関において、国家公務員倫理法等及び関係する通知や公務員倫理に関する資料について、文書による通知、電子メールによる伝達、イントラネットに専用ページを開設すること等により周知されていた。また、国家公務員倫理に関する研修や各種会議の際には「コンプライアンス」や「倫理・サービス」の時間を設けるなどして意識の徹底を図っていた。

関東地方整備局においては、適正業務管理官から新聞等に掲載された公務員の不祥事事例等について本局、事務所に対してメール配信されていた。また、総務部からの情報メールにおいても、「公務員として信頼ある行動を」「交通事故を起こしてしまったら」等のトピックテーマに解説記事を載せて職員に配布していた。

中国地方整備局においては、コンプライアンスについて、局長、総務部長の明確な指示の下最重要課題と認識され、今般の中部地方整備局管内の不祥事発覚以前から幹部クラスの意識を徹底させるために研修の見直しに取り組んでいた。

国土地理院においては、コンプライアンスについては引き続きその重要性を説いていく必要があることを幹部が認識しており、今回の中部地方整備局における不祥事についてもいち早く取り上げ、国土地理院独自の資料を作成して職員への意識付けを図っていた。発注者綱紀保持の講義では、発注者綱紀保持規程に抵触すると思料される事実を確認した場合や不当な働きかけと思料する行為を受けた場合の通報制度についてフロー図を用いて重点的に説明していた。

東北運輸局においては、国家公務員倫理法等の遵守、コンプライアンス意識などについてわかりやすく記載した「職場の健康づくりハンドブック」を作成し、制度についての職員の理解度向上を図っていた。

② コンプライアンス推進計画の進捗、ミーティングの実施状況

各地方整備局、沖縄総合事務局、国土地理院においてはコンプライアンス推進計画を策定し、研修等を通じたコンプライアンス意識の醸成・堅持、コンプライアンスミーティングの実施、eラーニングによるコンプライアンス意識の向上、セルフチェックシート等を活用したコンプライアンス意識の定着、外部講師等による講習会でのコンプライアンスの理解促進等について定め、コンプライアンスの推進等を図っていた。また、PDCAサイクルを意識して当計画の見直しや改善を進めていた。

地方整備局等毎に、年間2～4回のコンプライアンスミーティングが実施されていた。議題については、職員の興味を引く身近なことやセルフチェックシートの正解率の低い問題を取り上げ、より一層の意識向上を図っていた。

東北地方整備局においては、第4四半期にセルフチェックを実施し、正答率等の結果をフィードバックしていた。正答率の低い質問に対しては、翌年度のコンプライアンスミーティングで解説を行う等職員へのフォローアップを実施していた。

関東地方整備局においては、期間業務職員についても一般職員と同様の講習会、ミーティングへの参加などによりコンプライアンス意識の醸成に取り組んでいた。新規に期間業務職員を採用した際には、国家公務員倫理審査会発行の「公務員倫理について学ぶ」を配布していた。

国土地理院においては、外部講師によるコンプライアンスに関する講習会を年間2～3回開催し、その内容はテレビ会議システムにより本院及び地方測量部等にも配信されていた。また、当日講習会に参加できなかった者に対しても情報提供するために、講習会資料を配布しコンプライアンス意識の向上に努めていた。

2) ハラスメントの防止に向けた取組状況

① ハラスメント防止意識の向上に向けた取組状況

ハラスメントを防止するには、職員一人ひとりが、「自ら起こさない」

「周りの人には起こさせない」の意識を持って行動することが必要である。

全ての監察対象機関においては、ハラスメント防止意識の向上に向けた各種取組が行われていた。また、セクハラ相談員を指名し、イントラネットや広報誌等で周知していた。相談員に指名された者は苦情や相談を迅速かつ適切に処理するため、外部講師によるセクハラ相談員講習や研修を受講していた。

いわゆるパワー・ハラスメントについては、イントラネットに専用の相談窓口を開設するとともに、「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」等の啓発資料を掲載し、メールによる職員周知を行っていた。

沖縄総合事務局においては、報告のあったセクハラ案件について、信用失墜行為であることを当該職員に認識させ、所内において定期的にメールによる注意喚起を実施していた。

② 国家公務員セクシャル・ハラスメント防止週間における取組状況

セクシャル・ハラスメント防止対策に、より一層組織的、効果的に取り組むため毎年12月に「国家公務員セクシャル・ハラスメント防止週間」（以下「防止週間という」）が実施されている。

全ての監察対象機関において、ポスター掲示、防止週間の実施、趣旨及び綱紀保持等についてイントラネットへの掲示、メール配信等により全職員に対して周知していた。また、防止週間に併せて人事院等が主催するセミナーや講演会に職員を参加させていた。

東北地方整備局においては、防止週間において、セクハラ・パワハラ防止に関する職員周知資料を本局各部筆頭課長補佐及び事務所総務課長へ送付し、平成27年度において延べ1639名の職員に対し講習を実施していた。

関東地方整備局においては、全職員に対し、防止週間の趣旨及び綱紀保持について説明した上で、自己啓発スライド、チェックシートの配付によりセクシャル・ハラスメント防止意識の高揚を図っていた。また、地方整備局CATVにおいてセクシャル・ハラスメント防止に関するDVDを放映していた。

中部地方整備局においては、防止週間に併せてセクハラ相談員の意見交換を実施していた。

3) 行政情報の管理等に向けた取組状況

行政に対する国民の信頼を確保し、公正で民主的かつ円滑な行政運営を行うためには、個人情報の保護や情報セキュリティ、行政文書管理の観点から行政情報を適切に管理するとともに、情報公開による国民への説明責任を果たすことが必要である。そのため、情報セキュリティや個人情報保護、公文書管理等についてポイントを職員にわかりやすく周知するための取組、他人ごとでない「自分ごと」としての危機感や当事者意識を涵養するための取組状況、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合の報告及び再発防止に関する取組、行政情報開示請求に係る処理の状況などについて監察を実施した。

① 行政情報の管理等について職員に周知するための取組状況

全ての監察対象機関において、イントラネットにおいて個人情報保護、公文書管理等に関する法令、規程、マニュアル等に掲載し、いつでも、だれでも閲覧できるようにされていた。規程等の改正に係る通知等についても併せて掲載されていた。

東北地方整備局管内事務所においては、情報セキュリティ・システム担当者会議、情報セキュリティ・システム技術セミナーの開催により、システム担当者への情報共有及び教育を実施していた。

国土地理院においては、公文書等管理等に関して、職員向け広報誌「院フォーメーション」の平成27年1月号～28年1月号の10回にわたって『文書管理講座』を連載し、公文書管理等についてわかりやすく職員に解説を行っていた。なお、『文書管理講座』は現在、国土地理院イントラネットの文書関係のページに掲載され、職員がいつでも参照できるようにしていた。

② 個人情報保護、情報セキュリティ等に関する取組状況

全ての監察対象機関において、個人情報の管理について「個人情報の適切な管理運用の徹底について」を作成し、個人情報の定義、職員等の義務と罰則、個人情報の紛失時の対応等の解説と最近の事例を示して職員に周知していた。

また、各地方整備局、国土地理院において、情報セキュリティ対策について具体的な実施手順を定めた「地方整備局等情報セキュリティポリシー実施手順書」を策定していた。職員は情報セキュリティに関する教育を年1回以上受講することされていた。

沖縄総合事務局においては、内閣府本府情報セキュリティポリシー

に基づき情報セキュリティに取り組んでおり、全職員が年1回以上の教育を受けることとされていた。また、職員、非常勤職員を対象としたセキュリティ対策（特に情報漏えい、ウイルス感染）に関する講習会を平成27年度は6回開催し合計261名が受講していた。

関東地方整備局、中国地方整備局においては、携帯電話の紛失事案が発生したことを受けて、「携帯電話紛失時マニュアル」等を策定し、情報漏えい防止対策について及び携帯電話紛失時の取扱いを定め職員に対して周知していた。

中部地方整備局においては、情報セキュリティ対策委員会において職員が守るべき9つのルールを策定し、不審メールのウイルスチェック、USBメモリの紛失防止、パソコンの持ち出し禁止等を徹底させていた。

2. 提示意見

今般の中部地方整備局における不祥事は国土交通省への国民の期待が怒りに変わりかねない重大な事態であり誠に遺憾である。より一層のコンプライアンス意識の向上と行政情報管理の徹底に努めること。また、現在、政府においては「働き方改革」に取り組んでいるところであり、長時間勤務の抑制はもちろんのこと、引き続きワークライフバランスの確保について積極的に取り組むこと。

以下、個別の指摘事項

ア 職場内におけるコミュニケーションは情報の共有や相互理解を通じ、職場のチーム力、職員のやりがいや誇りの向上、不祥事の防止を図るために大変重要であり、継続して取り組むこと。

特に、全職員を対象とした現場見学会や勉強会、研究発表会等は若手職員の育成という観点からも大変有意義であるので積極的に実施すること。

イ 地域住民とのコミュニケーションを図るため、業務の特性に応じた出前講座の利用促進、現場・施設見学会や体験学習会等の機会を積極的に提供すること。

ウ インターネットやSNSを積極的に活用し国土交通省からの情報発信に努めること。ホームページサイトについてはアクセシビリティにも配慮しながら常に更新し、最新の情報となるよう努めること。

エ マスメディアに取り上げられることは国民に国土交通行政を理解していただく一番の方法である。そのために、報道発表資料の作り方、発表時期、プレゼンテーション等広報のスキルアップに努めること。

また日頃から報道記者と相互に信頼関係を構築するため記者懇談会等を積極的に開催すること。

オ 「女性職員活躍とワークライフバランスのための国土交通省取組計画（平成27年1月29日策定）」の目標達成に向け、超過勤務縮減、年次休暇取得、女性活躍等について実効性のある取組を継続的に実施すること。特に、超過勤務の縮減については、管理職員が自ら超過勤務縮減意識を高めるとともに、部下職員の超過勤務の事前申し出、事後確認の徹底等による適正な勤務時間の管理に努めること。また、定時退庁日の館内放送や幹部巡回による早期退庁の呼びかけ等により超過勤務の縮減に努めること。

カ 局長をはじめとする幹部職員は、コンプライアンスの徹底を図るため、自らを律するのはもちろんのこと、先頭に立って現場の部下職員に語りかけその倫理観の涵養及び保持の徹底を図るとともに、職員が自らの職務に自信と誇りを持って取り組むことができる環境づくりに取り組むこと。

キ 改正個人情報保護法施行等についての的確に職員に周知するとともに、台帳の整備等の各機関において措置する事項に遺漏がないようにすること。また、情報開示請求があった場合には速やかに開示し、情報漏えいが発覚した場合には適正に対応するなど、適正に措置すること。

3. 推奨事例

(1) 職場内でのコミュニケーション機会確保のための取組

【業務研究発表会の開催（東京国道事務所）】

関東地方整備局東京国道事務所においては、事務所各部署での業務を紹介し、かつ、職員のスキルアップを図ることを目的に毎年業務研究発表会が実施されていた。毎年、事務所内各課各出張所の代表者が時事のトピックや実務における諸問題に対し、取組や創意工夫した事例等を発表しているものであり、平成27年度は19課題が発表された。発表会后、選定委員会により、優秀賞3課題、奨励賞3課題が選定され事務所長より表彰が行われていた。

以上の取組は、論文作成、プレゼンテーションの研鑽はもとより、職員のモチベーションの向上、職場内における一体感の醸成等につながるものとして評価できる。

～ 所長挨拶 ～



～ 発表会場内の様子 ～



優秀賞

発表課題名	所属等	発表者氏名
技術事業業務のブロック集約に伴うTV会議の活用について	品質確保課 技術審査 第二係長	小林 兵明
幹線道路直下での共同溝シールド工事における新技術を活用した取組みについて	道路工事課監理 国土交通技官	小本 学
電線共同溝における整備手法の検討について	道路工事課監理 国土交通技官	村上 亮太



入賞者の中からH2834777「けい-関東へ」4課題(小林さん・小本さん・村上さん・中根さん)が推薦課題として選定されました

奨励賞

発表課題名	所属等	発表者氏名
東京国道事務所管内における橋台背面被害調査量の推定	防災情報課 専門官	中根 栄司
交差点における大気環境改善技術について	計画課 専門調査員	藤村 義明
歩道橋エレベーターの設計・施工について	工務第二課 専門職	石原 光彦
万世橋出張所管内「放棄車両実態調査及び廃棄」	万世橋出張所 警備第三係長	神村 雄二



【事務系職員と技術系職員とが一体となる業務説明会、現場見学会、災害対策用機械操作訓練等の開催（中部地方整備局）】

中部地方整備局では多くの事務所において、年度初め人事異動等により未経験な業務についての職員等のために全職員を対象とした業務説明会や現場見学会及び災害対策用機械操作訓練等を開催していた。職域を超えたあらゆる職員が連携し、目標を認識することにより、業務達成に向けた意識向上と効率的な執行を図ることを目的とし平成27年度には延べ32回開催していた。

以上の取組は、職場内の情報共有を通じ、職員同士の意思疎通、協力関係を築き、職員のスキルアップに繋げるものとして評価できる。

年度当初業務説明会の様子



災害対策用機械操作訓練の様子

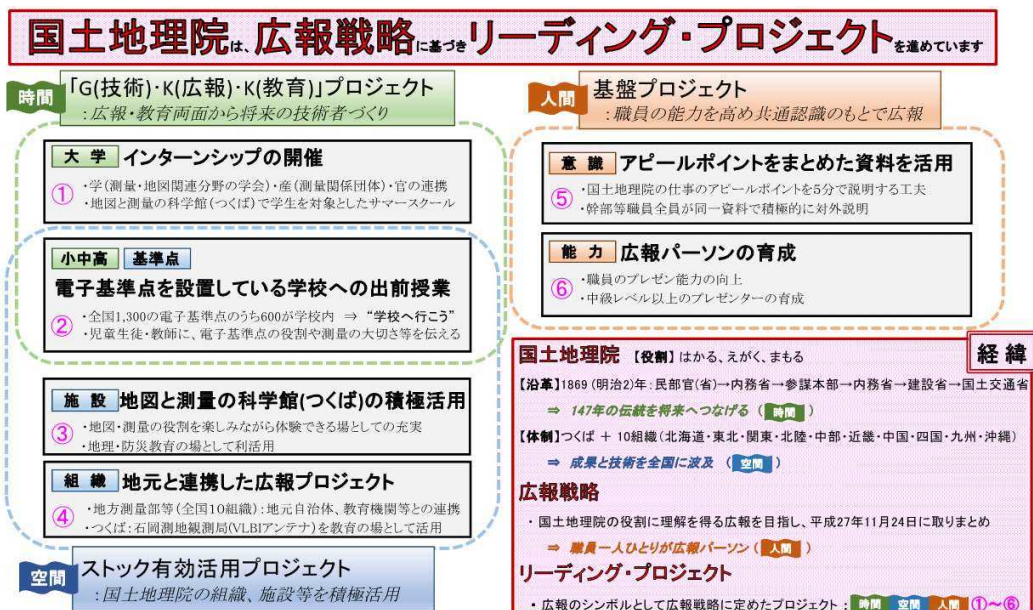


(2) 地域とのコミュニケーション機会確保のための取組

【国土地理院広報戦略に基づくリーディング・プロジェクト(国土地理院)】

国土地理院においては、平成27年11月に取りまとめられた国土地理院広報戦略に基づくリーディング・プロジェクトを推進する中で、地域とのコミュニケーションの機会を確保するための取組を行っていた。主として、つくば市等が主催する教育イベントへ積極的な参加をするとともに、国土地理院に併設する「地図と測量の科学館」においても測量及び地図の体験型イベントを実施することにより、地理教育の普及・啓発活動を促進し、平成28年度は56,000人の来館者を目標とした活動を継続的に実施していた。(平成27年度来館者56,370人)

以上の取組は、多数の来館者が継続的に訪れていることをはじめとして、地域とのコミュニケーション機会確保のための取組として評価できる。



国土地理院に併設されている「地図と測量の科学館」

【徳川家康没後400年周年に併せて安倍川治水歴史副読本を小学校へ寄贈（静岡河川事務所）】

徳川家康没後400年に併せて安倍川の治水の歴史をひもとく小学生用の副読本「徳川家康と安倍川物語」(A4版18頁)を作成し、静岡市内の小学校に寄贈した。このことが新聞等で取り上げられ、周辺小学校や自治会、経済界等からも出前講座の依頼が大幅に増加した。出前講座の講師にはベテラン職員に加えて、若手職員も講師として派遣し、若手職員の貴重な経験となっていた。

以上の取組は、地域とのコミュニケーションを図り、また、若手職員の育成を図るものとして評価できる。



家康公と安倍川に関する歴史をまとめた副読本「徳川家康と安倍川物語」



河川事務所より市役所に寄贈



出前講座で講義を行っている若手職員と小学生



副読本を手にする小学生と先生

【体験型の現場見学会の開催（北海道運輸局）】

北海道運輸局においては、各種教室や見学会等において、市町村・教育委員会・交通事業者・物流事業者・NPO法人等多様な関係者と連携した取組を行っていた。

環境問題について正しく知っていただくための「交通エコロジー教室」、物流を正しく理解していただくため身近な物（新聞）が（紙から）できるまでのプロセスを見学する「サプライチェーン見学会」、心のバリアフリーに対する理解を深めていただくための「バリアフリー教室」を開催していた。

CO₂の温室効果を検証する地球温暖化実験、電気自動車・ハイブリットバス等実車を用いた環境に優しい自動車の説明、原材料の輸送から商品ができるまでの一連のプロセスの見学、車いす利用者や視覚障がい者等の擬似体験や介助体験を行っていた。

以上の取組は、可能な限り現場や実物を見て触れる体験型の内容となるよう工夫しており、地域とのコミュニケーション確保のために有効なものとして評価できる。



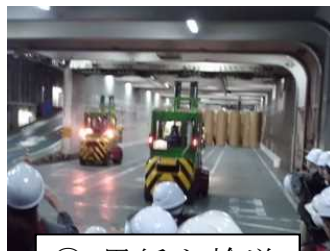
サプライチェーン見学会
「新聞ができるまで」



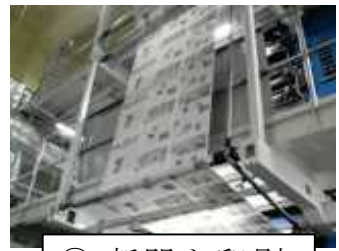
① 原料の輸送(船)



② 製紙工場で用紙を生産



③ 用紙を輸送



④ 新聞を印刷



交通エコロジー教室
電気自動車の充電体験



バリアフリー教室 (フェリー)
視覚障がい者疑似体験



バリアフリー教室 (空港)
車いす疑似体験

【地域と連携した公共交通機関の利用促進（四国運輸局）】

四国運輸局においては、平成26年に、地域プロスポーツ等を通じた地域の賑わいづくりや交流人口拡大、バスや鉄道など公共交通の利用促進のため「四国スポーツツーリズム連絡会」を設置した。その中で、地域振興の推進を兼ねて、野球、サッカー開催時にPR用の垂れ幕であるバスマスクを付けた路線バスや、会場シャトルバスの運行などの取組を行っていた。

以上の取組は、公共交通利用促進を地域の賑わいづくりと連携しながら地域とのコミュニケーションを進めるよう工夫しており、評価できる。



〈サッカー版バスマスク〉



〈野球版バスマスク〉



〈28年応援バス出発式〉



〈選手との記念撮影〉

(3) インターネットやマスメディアを活用したコミュニケーション確保の取組

【ホームページに「震災伝承館」の開設（東北地方整備局）】

東北地方整備局においては、東日本大震災の被災体験・教訓を活かすための記録として「津波石」を残した先祖達のように、同じ悲劇を繰り返さないことを願い、ホームページに「震災伝承館」を開設した。当サイトは、地方整備局が保有しているもの及び被災した市町村などから協力いただいた約1万点の写真と映像を掲載していた。

サイト内の写真等について二次利用を想定し掲載する場合の手続きを明示し誰もが自由に利用できるよう措置されていた。当サイトのアクセス件数は平成27年度月平均でおよそ18,000件となっていた。

以上の取組は、震災の体験・教訓を風化させないために有効であるとともに、インターネットを効果的に活用しているものとして評価できる。

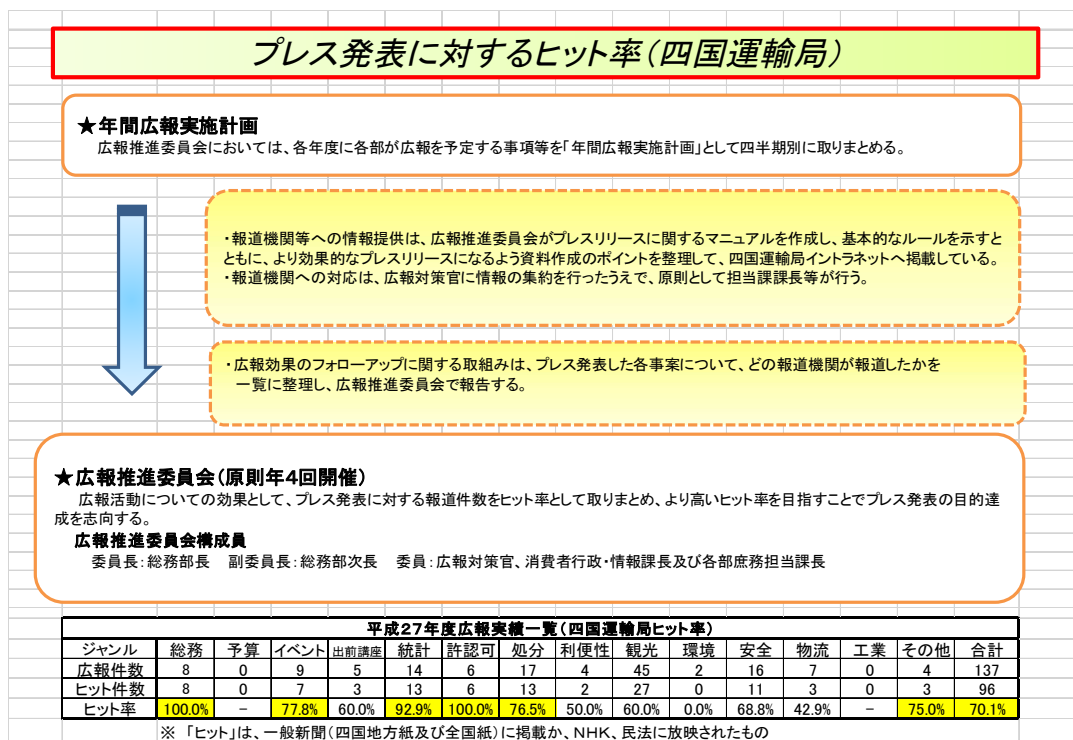
震災伝承館のサイト画面



【プレス発表に対するヒット率のとりまとめ（四国運輸局）】

四国運輸局においては、総務部長を委員長とする「四国運輸局広報推進委員会」を年4回程度開催し、年間広報実施計画の策定や、プレス発表に対する報道件数（ヒット率）によりプレス発表の効果の把握・検証を行っていた。

以上の取組は、指標を設けて効果を検証することにより、今後のプレス発表に反映できるものとして、積極的な広報の推進に大きく寄与しており、評価できる。



(4) 超過勤務縮減に関する取組

【超過勤務縮減に向けた新たな取組（関東地方整備局）】

関東地方整備局においては、局長が「生産性向上」「危機管理」の2つを組織目標とし、超過勤務縮減やワークライフバランスの向上（メリハリ）に心がけ、良好な職場環境づくりに努めるよう職員に対して指示していた。

これを受けて、関東地方整備局業務改革推進本部に設置された超勤縮減WTが、「超勤縮減に向けた新たな取り組み」（平成28年4月25日）を発出し、「月60時間以上をできる限り抑制（政府目標）」「多忙な中でもWLB向上（メリハリ）」という分かりやすい目標を立て、特に所属長を対象として常に生産性向上を意識して職場状況に応じた具体的かつ現実的取組を促進することとしていた。

以上の取組は、勤務時間管理システムを活用して職員の超過勤務時間等の把握ができることを周知する活用術を作成し所属長に配布していること、全ての職員が超勤縮減等（効率的な業務運営や良好な職場環境づくり）を人事評価の業績評価目標として設定できることを事例集とともに職員あてに発信するなど、新たな超過勤務縮減のための取組として評価できる。

超勤縮減に向けた新たな取り組み

28年4月25日
関東地方整備局
業務改革推進本部
超勤縮減WT

超勤縮減に向けた新たな取り組み

これまでの取り組みに加え、新たに次の3点を実施

①所属長向け勤務時間管理システム活用術を配布

- 組織全体としての目標、考え方をわかりやすく発信
 - * 月60時間以上をできる限り抑制【政府目標】
 - * 多忙な中でもワークライフバランス（WLB）向上【メリハリ】
- 職場状況に応じた具体的かつ現実的取り組みを促進

②人事評価・スキルアップセミナーを徹底活用

- 人事評価の目標設定に当たった「組織目標」の発信
 - 「業績評価目標事例集」を作成し、全ての職員が、超勤縮減等（効率的な業務運営や良好な職場環境づくり）を業績評価目標として設定できることを発信
 - 評価の考え方にも留意し、評価者研修の機会も活用
- ※ このほか、タイムマネジメント研修（新任管理職向け）等を導入予定
- スキルアップセミナー「行政マネジメント部門」を活用し、超勤縮減等の優秀な取り組みを表彰

③10月のWLB推進月間の復活（試行）

- ゆう活期間に加え、28年度は試行的に10月の月間を復活（作業負担にならないように留意）
- 本省、他地整への呼びかけ等も実施

⇒ 新たな取り組みについて、作業負担にならないよう留意しつつアンケート等により取り組み状況、効果等をフォローアップして局長にご報告

(5) 休暇の取得促進に向けた取組

【春Sun3・GO5サマーキャンペーン（中部地方整備局）】

中部地方整備局においては、国土交通省における年次休暇の年間取得目標15日を達成するために、年間を通じて月1日以上の子次休暇の取得を目指す「ポジティブ・オフ」の取組のほか、時節に合わせ、春は4月・5月の2か月間で3日以上の休暇取得を目標とする「春Sun3キャンペーン」、7～9月の夏季休暇取得対象期間は3か月間で5日以上の年次休暇取得を目標とする「Go5サマーキャンペーン」を平成25年から実施していた。

中部地方整備局の平成27年の平均年次休暇取得日数は13.8日であり、いまだ年間取得目標に達していないものではあるが、以上の取組は、年間取得目標達成に向けて、それぞれ独自のポスターを作成し職員に休暇取得を促していること、ネーミングがユニークなこと、全てのキャンペーン等の目標を達成すると年間年次休暇取得目標が達成できるよう工夫されていたこと、キャンペーン終了後には結果をとりまとめ達成率の向上を図っていることなど工夫がなされており、評価できる。



はる さん さん 春 Sun 3 キャンペーン
～4・5月で、『3日』休もう！～

春Sun3キャンペーンとは...
4月・5月で、一人あたり3日以上の子次休暇取得を目標とするものです。
昨年度の4月～5月における年次休暇の平均取得日数は約2日でした。
休暇取得年間計画表等を活用し、計画的に年次休暇を取得しましょう！
国土交通省における年間の取得目標は15日ですので、年間を通じて積極的に休暇を取得しましょう！

GWに年休を組み合わせて、連休拡大を狙おう！！

日	月	火	水	木	金	土
					29 昭和の日	30
1	2 木	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 土	7
8	5月2日を休むと、『7連休』！！		5月6日を休むと、『6連休』！！			

中部地方整備局 総務部 人事課



Go 5 サマー キャンペーン
～連続休暇でリフレッシュ～

本キャンペーンは、夏季休暇期間(7～9月)中に、夏季休暇(3日)に加え『年次休暇』の取得5日以上を、目指すものです。また、7日以上の連続休暇を取得して、心身のリフレッシュを図りましょう！！

「連続休暇」で〈仕事〉と〈生活〉の調和を！

「調和」
仕事 生活

国土交通省における年間の取得目標は15日です。休暇取得年間計画表などを活用して、計画的に休暇を取得しましょう！！

総務部 人事課

年次休暇取得推進 **春 Sun 3 キャンペーン** 実施結果について

H28. 6 総務部 人事課

より一層の心身のリフレッシュや私生活の充実を図るため実施した、4月から5月の2ヶ月間で一人あたり3日以上年次休暇取得を目指すキャンペーンにご協力いただきありがとうございました。
今年度は、4月に発生した熊本地震に対するTEC-FORCE派遣等の事情により、「3日以上」の取得達成率は、昨年度より落ち込んでしまいました。

引き続き、年間15日の取得を目指し年次休暇の取得推進の取り組みを継続していただきますようよろしくお願いいたします。

1. 結果 「3日以上」の取得達成率 全体の24%

2. 年度比較 過去3年間における「3日以上」の取得達成率の推移

●「3日以上」の取得達成者数

年度		対象職員	3日以上達成者
H26	本局	628人	177人
	事務所	1,907人	480人
	全体	2,535人	657人
H27	本局	627人	195人
	事務所	1,890人	532人
	全体	2,517人	727人
H28	本局	623人	145人
	事務所	1,891人	469人
	全体	2,514人	614人

●「3日以上」の取得達成率



3. 今後の取り組み

H28年 5月までの累計取得日数: 5.0日 → 年間目標15日-5.0日=10.0日 今後もより一層の取得推進が必要！
6月以降の7ヶ月間で10日の取得に向け、「ポジティブ・オフ」の実施や「休暇の見える化」の活用に加えて、夏季の休暇取得キャンペーン(Go 5 サマーキャンペーン)の実施などにより引き続き年次休暇の取得を推進する。

年次休暇取得推進 **GO 5 サマー キャンペーン** 実施結果について

H28. 10 総務部 人事課

より一層の心身のリフレッシュや私生活の充実を図るため、7月から9月の3ヶ月間で一人あたり5日以上年次休暇取得を目指した「GO 5 サマー キャンペーン」の実施結果を取りまとめましたのでお知らせします。

昨年度と比較して、CP期間中の「5日以上」の取得達成率は同率(30%)となりました。なお、年間の累計取得日数は、H27年9月まで=10.3日に対してH28年9月まで=9.8日となり、昨年を下回っています。

引き続き、国土交通省目標である年間15日の取得を目指し、「ポジティブ・オフ」の実施や「休暇の見える化」の活用により、計画的な年次休暇の取得を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

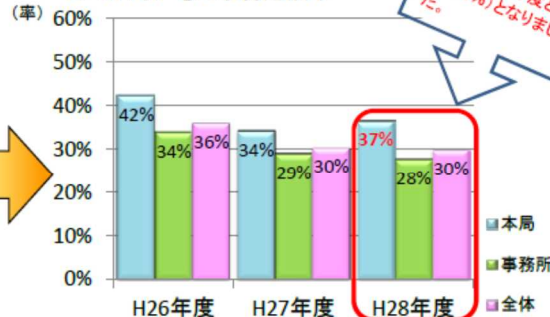
1. 結果 「5日以上」の取得達成率 全体の30%

2. 年度比較 過去3年間における「5日以上」の取得達成率の推移

●「5日以上」の取得達成者数

年度		対象職員	5日以上達成者
H26	本局	629人	267人
	事務所	1,915人	650人
	全体	2,544人	917人
H27	本局	627人	215人
	事務所	1,893人	549人
	全体	2,520人	764人
H28	本局	626人	229人
	事務所	1,896人	525人
	全体	2,522人	754人

●「5日以上」の取得達成率



3. 今後の取り組み

H28年 9月までの累計取得日数: 9.8日 → 年間目標15日-9.8日=5.2日 今後もより一層の取得推進が必要！
10月以降の3ヶ月間で5.2日の取得ができるよう、「ポジティブ・オフ」の実施や「休暇の見える化」の活用など引き続き年次休暇の取得を推進する。

(6) 女性の活躍に向けた取組

【島田市長と女性職員のランチタイム懇談会（静岡河川事務所）】

中部地方整備局静岡河川事務所においては、全国でも数少ない女性市長である島田市長と、大井川を管理する国土交通省静岡河川事務所からは島田出張所の女性職員2名、平成28年度に新規採用された女性職員3名、さらに島田市役所の女性職員5名が一堂に会し、女性が職場で活躍するためには何が必要か？魅力ある職場に欠かせないものは？といったことを、それぞれの立場から、女性ならではの視点に立ち、「本音」で語り合う懇談会を初めて開催した。

以上の取組は、様々な現場で活躍する女性による組織を越えた横のつながりの構築として評価できる。



しずかわニュース
静岡河川事務所

平成28年6月24日
H28 Vol. 14
担当：工務課

**島田市長とランチタイム懇談会！
女性職員同士で意見交換をしました**

6月21日(火)島田市役所にて、染谷市長と女性職員のランチタイム懇談会を行いました。
静岡河川事務所と島田市役所から女性職員がそれぞれ5名ずつ参加し、“仕事と家庭の両立”や“今後の人生設計”などの話題で盛り上がりました。



【くらしでミーティングの設立・活動（中国地方整備局）】

中国地方整備局においては、平成26年6月に女性の感性を活かしたよりよいインフラ整備・管理（防災・交通）及び渉外活動（広報・地域連携）を行うための組織のプレゼンス向上、並びに女性の情報共有を行うことを目的として技術系女性職員等約60名で構成された「くらしでミーティング」を設立していた。

女性がより活躍できる職場を目指して、Facebook等を活用し土木の魅力を発信、他の女性団体との意見交換、高専女子フォーラムに参加し、担い手となる女性土木技術者への早期PR等積極的に活動している。

以上の取組は、女性職員の組織が女性採用者増に向け様々な情報発信をするものとして評価できる。

※「くらしで」とは「暮らしの担い手」を意味する。

平成26年度取組

平成26年度「くらしでミーティング」の取組について

◇女性の感性を活かしたよりよいインフラ整備・管理（防災・交通）及び渉外活動（広報・地域連携）を行うため、組織の意識向上並びに女性の情報共有を行うことを目的とした「くらしでミーティング」を平成26年6月に設立。
◇平成26年度の取組テーマを「土木の魅力発信（わかりやすい広報）」とし、Facebook等で情報発信を行った。

●平成26年度のくらしでミーティング取組内容

ボードメンバー（女性職員16名）を中心に活動（ミーティング年4回程度の開催）

○平成26年度の取組内容

- ◆総会(6/18) 外部講師による講演会【奥いずも女子旅つくる！委員会】
- ◆外部講師による講演会【アンデルセン】(8/7)及び意見交換会
- ◆外部講師による講演会【土木技術者女性の会】(3/11) 及び意見交換会
→組織の意識向上
- ◆高専女子フォーラムin中国に参加(12/20)
→担い手となる女性土木技術者への早期のPR
- ◆Facebookの活用
【建設業に携わる人だけでなく、女性が見ても楽しめる記事を！】
→学生、一般の方への広報
- ◆整備局のHPに「くらしでミーティング」のページを作成
→リクルート

【外部講師による講演会】

アンデルセン 奥山氏
と結婚する職員

奥いずも女子旅つくる！委員会 加藤氏

【高専女子フォーラムin中国】
整備局の仕事内容や、育児休暇や産後復帰など福利厚生について女子学生に説明。
学生の感想
●高専OGが多いのは、働き続けやすい職場の証拠だと思う。
●公務員の仕事がわかって良かった。

【Facebook】
H26.12がいいね！第1位！

平成27年度取組

平成27年度「くらしでミーティング」の取組について

◇女性の感性を活かしたよりよいインフラ整備・管理（防災・交通）及び渉外活動（広報・地域連携）を行うため、組織のプレゼンス向上並びに女性の情報共有を行うことを目的とした「くらしでミーティング」の活動を継続。（平成26年6月に設立）
◇平成27年度の取組テーマを「土木の魅力発信（わかりやすい広報）」とし、で情報発信を行った。

●平成27年度のくらしでミーティング取組内容

ボードメンバー（女性職員16名）を中心に活動（ミーティング年4回程度の開催）

○平成27年度の取組内容

- ◆総会(6/24)、整備局女性職員による講演会
- ◆外部講師による講演会【TSS】(7/29)及び意見交換会
- ◆土木学会イベント(9/13)→担い手となる若者へ向け土木の魅力を早期のPR
- ◆産・学・官の意見交換会(11/13)
→建設業の課題の共有、担い手となる女性土木技術者への早期のPR
- ◆しまね建設産業界イメージアップ女子会との意見交換会(1/28)
→女性技術者同士の情報交換および現地視察
- ◆外部講師による講演会【広報スキルアップセミナー】(2/12)→組織のプレゼンス向上
- ◆Facebookの活用、くらしでミーティングPRポスターの作成、カレンダーの作成
- ◆産・学・官の意見交換会・仕事体験(3/3：岡山国道事務所官内)

【整備局女性職員および外部講師による講演会】
整備局女性職員による講演会

講演会を聴講する職員と女子学生

広報スキルアップセミナー

【土木学会イベント】
産・学・官の意見交換会

【しまね建設産業界イメージアップ女子会との意見交換会・現地視察】
産・学・官の意見交換・仕事体験

【PRポスター・カレンダーの作成】

(7) 業務改善に向けた取組

【バスタ新宿大丈夫か会議（東京国道事務所）】

関東地方整備局東京国道事務所においては、「バスタ新宿」の管理運営方法を調整・改善し、事務所内各課、出張所が全体で横断的に各部門の役割分担等を調整するため、「バスタ新宿大丈夫か会議」を設置していた。

「バスタ新宿」の開業後には、周辺道路の新たな渋滞発生、案内表示がわかりにくい等の批判も寄せられたが、以上の取組は、「バスタ新宿」の開業に向けて発生した、JR、バス会社、タクシー協会等との協定・覚書等の締結、利便増進施設（コンビニ）の占用、残工事の工程管理、広報等多くの業務を効率的に調整しており、評価できる。


今後とも、当会議を活用して「バスタ新宿」に関するあらゆる問題の解決に向けて、効率的に対応していくことが期待される。

国土交通省 関東地方整備局 国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所
 国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所
 記者発表資料 平成28年 2月 8日（月）
 国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所
 新宿高速バスターミナル株式会社

**バスタ新宿（新宿南口交通ターミナル）が
4月4日（月）にオープンします。**
 ～新宿駅に直結した国内最大規模の高速バスターミナルが誕生～
 高速バスと鉄道等との乗り換えがスムーズになります。

○「バスタ新宿」内の高速バス乗降場の利用（移行）について
利用開始日時：4月4日（月）新宿発 初便から（4：00）

- ・現在、新宿駅周辺の「高速バス乗降場」から発着している高速バスは、「バスタ新宿」4階の新しい新宿高速バスターミナルに移行します。（一部の便は除きます）
- ・具体的なバスのりば、おりばや時刻等については、決まり次第、改めてお知らせします。

別添1 

○タクシー乗降場への乗り入れ及び利用開始
利用開始日時：4月4日（月） 0：00～

※新宿駅南口前のタクシー乗降場が移転します。別添2

○オープニング（式典）の詳細等については、後日お知らせいたします。

○「バスタ新宿」オープンに伴う整備効果については 別添3を参照下さい。

発表記者クラブ
 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ

問い合わせ先

■バスタ新宿の施設概要、整備効果及びタクシー乗降場の移転に関すること
 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 電話 03-3512-9090（代）
 副所長（地域広報室）滝沢 弘志（内線205）、計画課長 関口 広憲（内線261）

バスタ新宿 大丈夫か部会		バスタ新宿
部会構成と主な検討内容		
協定部会	○ 管理一課 用地課 工務一課 計画課 管理二課	・基本協定、施行協定の変更 ・JR、バス会社との協定・覚書き締結
施設利用者部会	○ 計画課 管理二課 交通対策課 代々木出張所	・タクシー協会、バス会社との調整
管理運営部会	○ 管理二課 総務課 工務一課 工務二課 計画課 管理一課 交通対策課 施設管理課 防情課 代々木出張所	・道路管理者用運用の方針 ・2F歩行者広場の利用方針
エリアマネジメント部会	○ 管理二課 計画課 管理一課	・利便増進施設（コンビニ・コーヒースタンド等）の占用
案内サイン部会	○ 交通対策課 計画課 管理第二課 代々木出張所	・基盤施設内（3F,4F）の案内サインの調整
工事部会	○ 工務一課 計画課 管理第二課 監督官	・残工事の工程管理
広報イベント部会	○ 計画課	・広報戦略

【テレビ会議システムを積極的に活用した超過勤務の縮減（宇部港湾・空港整備事務所）】

宇部港湾・空港整備事務所においては、超過勤務縮減の一環としてテレビ会議システムを積極的に活用し、遠隔地職場との移動時間を有効に活用する取組を行っていた。

同事務所は、宇部市に位置する本事務所の他に岩国市と周南市にも出先事務所を抱えており、本事務所との移動には往復3～5時間を必要とすることから、時間の有効活用を図ることを目的に平成28年1月より導入したテレビ会議システムを積極的に活用し、移動時間を業務時間に変換することで超過勤務の縮減を図る取組を行っていた。

以上の取組は、事務所独自に工夫した実効性のある業務改善の取組であり、他の組織での各種会議等においても参考となるものとして評価できる。

★テレビ会議実施による移動時間から業務時間への変換数

	H28年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
テレビ会議実施回数 (A)		7	13	15	16	19	21	91
平均参加者数【1回あたり】 (B)		5	6	6	5	6	8	36
平均移動時間縮減数【1回あたり】 (C)		3	3	3	3	4	3	19
延べ業務時間変換数 (A)×(B)×(C)		105	234	270	240	456	504	1,809

★テレビ会議システム活用実績調べ

	H28年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計
合計活用時間数		5	15	16	15	13	14	78

テレビ会議実施の様子



【各部署を越えた業務改善の取組（中国運輸局）】

中国運輸局においては、部署ごとに異なるソフトを用いて作成されていた12種の証票（立入検査証等）について、重複する記載項目を集約・データベース化することで、①操作の統一化、②単純な入力ミスの抑止、③部署毎の情報収集作業の省略を実現し、これまで最大1週間程度要していた作業時間を約2時間にまで短縮させる業務改善を行っていた。

以上の取組は、各部署を越えて改善に取り組むことにより、新たな提案を行うことができおり、評価できる。

立入検査証等の作成業務の改善

取組の背景

法律に基づく立入検査証等は多種多様のため、従来は本省が作成した立入検査証等台紙に氏名等の必要事項を記載して発給していたが、近年は業務のOA化や写真付立入検査証等の増加に伴い、各部署がPCで立入検査証等を発給している。

発給作業は年度当初に集中するが、各部署で最初に立入検査証等を発給する際に使用したソフトが異なっていたため、各ソフトの編集ルールを調べながら各立入検査証等を交付している。

新任担当者は、当面、通常業務（窓口や電話の対応等）に追われるため、なかなか各ソフトの編集ルールを調べることが出来ず、通常業務終了後に少しずつ立入検査証等を作成している状況で作業効率が低下していた。

業務の改善内容

各部署が立入検査証等の作成で使用していたそれぞれのソフト例
（立入検査証等は12種）



各ソフトの
職員データを
一元化

Access(データベースソフト)

身分証明書等作成システム
中国運輸局

(C) Albatross Software 2016

発行日 平成28年10月1日
有効期限 平成28年3月31日

発給データ構築

使用帳票 検査証

印刷

合理化のポイント

- ①ファイルの単一化による操作の統一
- ②写真の貼り付け作業の簡素化
- ③職員データの集約による各部署共通作業の省略
- ④職員データの蓄積によるデータ収集作業の削減

(8) 行政情報管理等に向けた取組

【携帯電話紛失時マニュアルの作成（関東地方整備局）】

関東地方整備局においては、携帯電話の紛失事案が発生したことを受けて、「官貸与携帯電話紛失時マニュアル」を策定し対象職員に携帯させている。今後同様の事案が発生した場合にも被害を最小限に食い止めるための対策をとっていることは評価できる。

官貸与携帯電話紛失時マニュアルについて

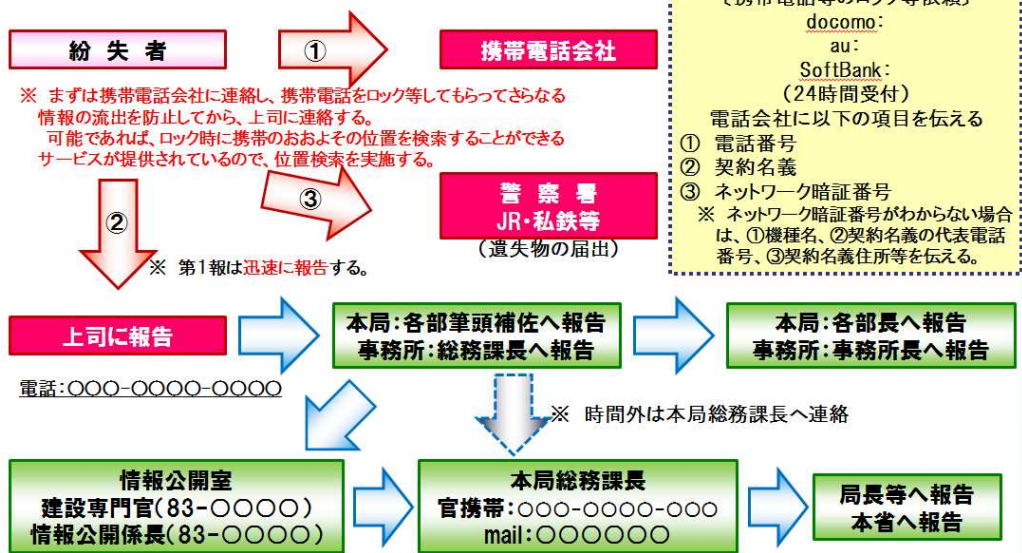
個人情報の適切な管理運用の徹底について、平成25年5月8日付け総務部総務課長からの事務連絡により運用していただいておりますが、官貸与携帯電話の紛失事案が発生していることもあり、下記マニュアルを対象職員に配布し、携帯させていただきます。

<p>官貸与携帯電話紛失マニュアル</p> <p>① 携帯電話会社への連絡（携帯機能ロック依頼）</p> <p>② 上司に報告 連絡先</p> <p>③ 警察・JR等連絡（遺失物届）</p> <p>④ 主な携帯電話会社連絡先（紛失時）</p> <p>NTTドコモ</p> <p>au</p> <p>SoftBank</p> <p>いずれも紛失した携帯電話番号、契約名義、契約名義住所及び電話番号、ネットワーク暗証番号などを相手方に伝える。</p>	<p>④ 主な紛失防止対策</p> <p>携帯電話ロック設定等によるセキュリティ設定</p> <p>携帯ストップ、携帯ケースの活用</p> <p>不必要な情報の削除</p> <p>⑤ 官貸与携帯番号等の確認</p> <p>官貸与携帯番号</p> <p>契約名義</p> <p>契約名義住所</p> <p>契約名義電話番号</p> <p>その他</p>
--	---

※「その他」欄には、機種名、ネットワーク暗証番号などを記載

携帯電話紛失時に職員がすること

〔携帯電話紛失の場合〕



※ 注意点

第1報は、分かる範囲でかまわないので、迅速に報告する。

第2報以降に詳細な内容等（個人情報の数など）について簡潔に報告する。

II. 災害応急対策の実施体制に関する取組

1. 報 告

<地方整備局、沖縄総合事務局、国土地理院>

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

災害時に TEC-FORCE 隊員が円滑にかつ効率的に活動するためには、活動する隊員に対する職務環境の整備（ロジスティックス等）は必須である。

ロジスティックス（ロジ）等は、被災地において活動中の隊員に対して、必要な時、必要な場所に、必要な人・物・情報を充足させる活動であり、通信の確保、資材・人員の輸送、食糧・燃料の確保のほか、情報の整理と発信など多岐にわたる。

ロジ等は被災地で実施される活動の補助手段として軽視される傾向があるが、スムーズな活動のために、ロジ等は活動と並ぶ主要な活動と考えなければならない。

このようなことから、災害支援業務における職務環境の整備に関する取組について監察を実施した。

1) TEC-FORCE の災害支援派遣に関するマニュアル等の整備状況

TEC-FORCE が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備するとともに、TEC-FORCE の派遣、組織体制、活動内容等を定めた「TEC-FORCE 活動マニュアル」等を作成することが重要であり、作成後も TEC-FORCE の活動を通じ不断の見直しを行っていくことが大切である。

各地方整備局及び沖縄総合事務局において、本省作成の「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」を基に「TEC-FORCE 活動マニュアル」等を作成しており、必要な事項を定めていた。

一方、国土地理院においては、TEC-FORCE 活動に関するマニュアルを定めておらず、また、関東地方整備局、中国地方整備局及び沖縄総合事務局においては、当該マニュアルの更新を長期間行っていなかった。

2) 災害支援派遣先における職務環境の整備のための各種調達の取組状況

他の地方整備局等の管内へ TEC-FORCE を派遣する場合は、被災地方整備局等に新たな業務負担を掛けないように、食事・宿泊・交通・携行品等

については自己完結型の活動が原則であり、ロジ担当者はこの原則に基づき TEC-FORCE 隊員の活動を支援することが重要である。

① 災害支援派遣先における食事の確保状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先における食事については個人調達を基本とし、必要に応じて備蓄食料を持参することとしていた。また、特に食事の確保に苦勞したという事例はなかった。

関東地方整備局においては、災害対応時に TEC-FORCE 隊員のように厳しい環境の中で作業に従事する職員や、場合によっては、冷たい食事を摂らざるを得ない職員のため、非常食の一部は加熱機能付き非常食としており、また、職員に試食してもらうなど非常食の内容の改善について検討を続けていた。

中部地方整備局においては、個人調達を原則として、近くに食事施設やコンビニがある宿泊施設を確保するように努めていたが、先遣班の情報を基に現地での調達が困難であれば備蓄食料を持参していた。

② 災害支援派遣先における宿泊場所の確保状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先における宿泊場所について、TEC-FORCE 隊員自ら、あるいは、派遣元の本局にて確保していたが、活動予定地の近くに確保できず、比較的離れた宿泊施設しか確保できなかったという事例も見受けられた。

関東地方整備局においては、平成27年9月関東・東北豪雨及び平成28年熊本地震の際、周辺の宿泊施設が被災していたこともあり、災害当初は待機支援車を活用し、宿泊場所の確保を行っていた。

中部地方整備局においては、TEC-FORCE 隊員の宿泊施設については応援対策本部事務局（本局）にて確保することと「TEC-FORCE 派遣・受入マニュアル」に明記しており、派遣者の負担軽減を図っていた。

③ 災害支援派遣先における移動手段の確保状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先における移動手段については、官用車（運転手：運転手職員、自操、車両管理業務）やレンタカー等により確保していた。

東北地方整備局においては、災害発生時等の通行規制がかけられた場合に備え、本局所有の全ての車両について、公安委員会に緊急通行車両として登録していた。

関東地方整備局本局においては、災害時の車両確保のため平成25年から全国に支店を有するレンタカー業者と「災害時における人員運送車両の貸渡に関する協定書」を締結していた。

中部地方整備局本局においては、災害時の車両確保のため平成27年11月にレンタカー会社と「車両の貸渡に関する協定」を締結していた。また、災害時に運転手が不足する場合に備えて、平成24年10月にタクシー会社と「車両の運行業務に関する協定」を締結しており、本協定については、派遣運転手に直接指示ができるように、労働者派遣契約を締結することとしていた。さらに、車両管理業務により移動手段を確保する場合には、TEC-FORCEの現地総括班のロジ担当者を運行管理業務の担当職員として定めていた。

中国地方整備局においては、車両管理業務の場合は運転手へ直接指示できないため、基本的には職員の自操運転で行っているが、長距離の運転になる場合には職員の負担になるなどの課題があることを認識していた。また、本局において、大規模災害発生時等における災害対応に必要な車両の調達について、平成27年3月に一般社団法人広島県レンタカー協会と「災害時における車両の調達に関する協定書」を締結していた。さらに、メーカー系列のスタンドであれば全国で給油が可能となる法人カードを利用した揮発油購入契約を締結しており、その結果、車両の燃料費に係る立て替え払いはほとんど生じていない状況であった。

④ 災害支援派遣における携行品の準備状況

全ての監察対象機関において、災害支援派遣先に持参する携行品について、派遣時に迅速に持ち出せるように、事前に各班毎に必要な携行品をパッキングするなどして準備していた。

中部地方整備局静岡河川事務所においては、パッキングの際、どの携行品がどこに入っているのか分かりやすくするために写真を撮るなどの工夫をしていた。

3) 受援組織における職務環境整備の取組状況

自らが被災した場合を想定し、「業務継続計画」等に執務環境の確保（非常食等の備蓄など）等について定め、また、他の地方整備局等からTEC-FORCEを受け入れることも想定し、「TEC-FORCE活動マニュアル」等に受け入れる際になすべき措置等について、具体的に定めておくことが

重要である。

① TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備状況

各地方整備局及び沖縄総合事務局において、「TEC-FORCE 活動マニュアル」に、他の地方整備局等から TEC-FORCE を受け入れる場合の事前準備やなすべき措置等について具体的に定めていた。

関東地方整備局本局においては、TEC-FORCE の受け入れが決定した場合に、TEC-FORCE を派遣する地方整備局が宿泊施設を速やかに確保できるように、管内宿泊施設一覧表及び位置図を作成し、各地方整備局等に周知していた。

中部地方整備局においても、本局においては連絡先や宿泊料金等を取りまとめたホテル一覧を、静岡河川事務所においては近隣の宿泊先・食事調達先のリストを作成していた。また、静岡河川事務所においては、地元の地理、事務所業務等に精通した「防災エキスパート（元職員）」の協力のもと、他の地方整備局等からの TEC-FORCE 隊員の水先案内人になってもらうようにしていた。

② 非常参集体制の確保のための環境整備状況

全ての監察対象機関において、初動対応マニュアル等を整備していた。

関東地方整備局東京国道事務所においては、平成 25 年より原則東京国道事務所職員で、かつ、災害時に初動要員として対応する者を東京都内に所在する省庁別宿舎に入居させており、人事異動等により宿舎の貸与要件を欠いた時は、速やかに退去してもらうようにしていた。

③ 備蓄品の調達・管理状況

全ての監察対象機関において、「業務継続計画」等に基づき、必要な食料、水、燃料等を備蓄し、適切に管理していた。

関東地方整備局本局においては、非常食、飲料水について、賞味期限が一括満期を迎えることを避けるため、5 カ年に分散して計画的に購入していた。

中部地方整備局本局においては、非常用発電機の燃料の確保のため、平成 27 年 12 月に石油連盟と「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結していた。

また、中国地方整備局港湾空港関係部署においては、備蓄品の調達

時期、調達頻度、賞味期限を統一し、大量仕入れによる安価での調達を期待して、事務所分も含めて本局で一括調達していた。

沖縄総合事務局においては、非常災害時の優先供給が受けられるよう、平成27年11月に石油商業組合と「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」を締結していた。

4) 派遣職員の健康安全管理に関する取組状況

全ての監察対象機関において、派遣職員の健康安全管理に関する取組を実施していた。

東北地方整備局においては、安全教育に関して、過去に起きた職員の死亡事故を踏まえ、現地調査等を安全に行うため、また、万一の事故の際に被害を最小限にすることを目的に「現地調査等安全の心得(案)」を平成19年9月に作成し、管内の各種研修やセミナー等において広く活用していた。

中国地方整備局においては、安全教育に関して、円滑・適切な活動を目指し、TEC-FORCE 隊員やリエゾン該当者を対象に活動内容等を周知する「TEC-FORCE キャラバン」を毎年開催していた。また、TEC-FORCE 研修として、被災状況調査班研修及び班長研修をそれぞれ開催していた。

複数の地方整備局幹部からは、TEC-FORCE 隊員は、被災地到着後、被災した地方整備局等の災害対策本部長の指揮下で活動するが、隊員の安全管理等の責任は派遣元(隊員が所属する地方整備局等)の地方整備局長が負うことになっており、指揮権と安全管理等の責任関係が明確でないことに問題意識を持っているとのことであった。

現地調査班長として実際に TEC-FORCE 派遣された経験のある職員からは、班長として班員の安全管理を行う立場にあるものの、人数の制約上、班長自身も測量等の実務に携わらざるを得ず、班員全員の安全管理を行うのが厳しかったなど、現地調査時等の安全管理に課題があるとのことであった。

5) ロジ等についての業務改善に関する取組状況

関東地方整備局においては、TEC-FORCE の勤務時間管理について、勤務時間整理の事務が繁雑で、時間もかかるとの改善要望があったことから、平成27年度に書類作成事務の省略化、作成書類の見直し等を行っていた。

(2) TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組

災害時に速やかに TEC-FORCE を派遣するにあたっては、事前に TEC-FORCE 派遣の手順等についてマニュアル等に具体的に定めておくことが重要であり、また、実際に TEC-FORCE を派遣する場合には、職員の個人的な事情等への配慮や、派遣元組織における通常業務等のフォローアップも大切である。

このようなことから、TEC-FORCE 派遣における派遣者調整等に関する取組について監察を実施した。

1) TEC-FORCE 派遣の手順等のマニュアル等整備に関する取組状況

TEC-FORCE 派遣の手順、人選、班編制、業務内容など、特に、ロジ・広報を担当する班あるいは担当要員についても、「TEC-FORCE 活動マニュアル」等に具体的に定めておくことが重要である。

各地方整備局及び沖縄総合事務局において、「TEC-FORCE 活動マニュアル」等に、ロジ・広報関係も含めて TEC-FORCE 派遣の手順、人選、班編制、業務内容等について具体的に定めていた。

2) TEC-FORCE 派遣における派遣者調整に関する取組状況

TEC-FORCE を派遣する際は、TEC-FORCE 隊員は厳しい環境の中での支援活動となるため、人選にあたっては職員の健康状態や家庭状況に配慮することや、派遣元組織において被災している場合はその災害対応や通常業務のフォローアップが重要である。

全ての監察対象機関において、実際の TEC-FORCE 派遣時には、災害支援業務に必要な専門性や派遣元組織での業務執行への影響、また、職員の健康状態や家庭状況にも配慮して人選等を行っていた。

3) ロジ・広報担当者の派遣に関する取組状況

TEC-FORCE を派遣する際は、ロジ・広報を担当する担当要員が不足することがないように、適切に配置することが大切である。

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE 派遣にあたっては、各班においてロジ担当者等を配置するなど、ロジ担当者を適切に配置していた。

(3) 災害支援の広報に関する取組

被災地支援の活動内容について被災地内外に発信する広報活動は、支援活動の効果を高め被災地の早期復旧に繋がるとともに、派遣職員のモチベ

ーションの向上にも寄与するものであり、効果的に実施する必要がある。このため、TEC-FORCE 派遣にあたっては、必要な広報活動を実施する体制の確保や広報を効果的に行うための広報力の向上を図ることが重要である。

このようなことから、災害支援に関する広報活動についての取組や体制等について監察を実施した。

1) 災害支援派遣時の広報に関する取組状況

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE の広報の重要性を認識しており、広報活動に力を入れて取り組んでいた。

特に平成28年熊本地震では、全国の TEC-FORCE が初めて集結したこともあり、九州地方整備局の他、派遣元の各地方整備局等でも積極的な情報発信を行っていた。

各地方整備局及び沖縄総合事務局において、出発式の実施と記者発表を行っていた他、各地方整備局ではウェブサイトの特設サイトとトップページからリンクを設置し TEC-FORCE の活動状況や写真を掲載・更新していた。また、複数の地方整備局では、Facebook 等の SNS を活用した情報発信を併せて行っていた。

国土地理院においては、TEC-FORCE の活動として撮影した空中写真、動画や判読・解析した画像等を調査状況の写真とともに国土地理院ホームページに掲載し、マスコミ等に対しても出典を明記することで使用可能としており、国土地理院独自の分析により付加価値を付けた情報の発信に努めていた。

2) 災害支援派遣時の広報活動の体制の確保状況

TEC-FORCE を派遣する際には、広報資料の基礎となる活動記録や現場写真撮影等を実施できるように、広報を担当する班あるいは担当要員を適切に配置するとともに、TEC-FORCE と被災地方整備局等災害対策本部及び派遣元地方整備局等応援災害対策本部との連絡調整を十分に行い、被災地と派遣元の双方において必要な広報活動を実施する体制の構築が必要である。

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE の活動記録・広報活動を実施する体制を確保していた。

TEC-FORCE 派遣時の広報・記録の体制としては、各班に1名配置されたロジ担当が活動状況写真撮影等の広報担当を兼ねる体制となってい

る例が多かった。マニュアル上、独立した広報班の派遣を位置づけているものの、実際の派遣では被災地や派遣の状況に応じ、班毎に1名を配置する体制としている場合もあった。

中国地方整備局においては、原則として、現地作業等の記録を専門とする災害記録班を派遣することとしていた。

TEC-FORCE 派遣時の広報関係の体制等における課題として、一部の地方整備局で、モバイル PC 等の機材の通信回線に制約があり、大容量の資料や写真データの送信に苦労した例があった。一方、関東地方整備局においては、関東地方整備局のネットワークに接続可能な設定を行ったモバイル PC を持参していた。

3) 平時の災害派遣等に関する広報活動状況

TEC-FORCE に関する国民の理解を深めるためには、平時からその活動内容等に関する広報活動を積極的に行うとともに、災害時に効果的な広報活動を行うため、平素からの広報活動の実施・工夫や報道機関との良好な関係構築等にも取り組むことが重要である。

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE の活動内容等に関する平時の広報活動を行っていた。手法としては、パンフレットの作成、庁舎ロビー等でのパネル展示、地域イベント時等のパネル展示、地方公共団体等との意見交換の場を通じた制度・活動紹介、広報誌等を活用した活動紹介等を実施していた。

全ての監察対象機関において、平素から報道機関との意見交換の場を持つ等、報道機関との良好な関係構築に向けた取組を行っていた。

4) 効果的な広報技術の周知・習得状況

効果的な広報資料の作成方法、活動状況を伝える写真撮影方法、多様な広報手段の活用等、広報活動のノウハウについて、マニュアル等を作成して関係者が理解を深め、広報活動をより効果的なものにすることや、広報活動の事後検証と共有により、業務の改善等に資することが望まれる。

広報関係のマニュアルについては、本省及び地方整備局等において、「TEC-FORCE 広報マニュアル」を平成25年6月に作成し、その後平成26年5月に改定を行っている。しかしながら、一部の地方整備局では、十分に周知されておらず活用されていない状況も見られた。また、一部の地方整備局では、独自に広報関係のマニュアル類や広報関係の留意点

等をとりまとめていた。

また、全ての監察対象機関において、職員の広報スキル向上のための講習会等を実施しており、複数の監察対象機関で、災害時の広報に特化した講習や、講師として報道関係者やプロの写真家等を招いて効果的な広報や写真撮影方法等に関する講習を行う等工夫した取組を行っていた。

(4) TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組

TEC-FORCE 派遣終了後に、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を整理し、活動報告会等で共有し、TEC-FORCE に関するノウハウを継承することは重要である。その際、技術的なノウハウだけでなく、ロジ・広報対応についてもノウハウを継承することは大変重要である。

このため、TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組について監察を実施した。

1) 活動報告会等の開催状況

各地方整備局及び沖縄総合事務局において、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を整理し、活動報告会等で共有していた。

東北地方整備局本局においては、平成28年熊本地震では、全てのTEC-FORCE 隊員帰還後に、「TEC-FORCE 活動報告会」を開催していた。また、各班からの現地活動を通して得られた反省点及び意見を踏まえ、改善策を検討していた。

関東地方整備局本局においては、TEC-FORCE 隊員帰還後には、局長含む職員向けの活動報告会を実施し、同時にCATVで管内の事務所等にも放送して共有し、職務環境改善につなげていた。

中部地方整備局本局においては、TEC-FORCE 隊員帰還後には、派遣隊員へのアンケートや公開での報告会を実施し、職務環境改善につなげていた。また、静岡河川事務所においては、民間業者にも参加いただき報告会を行うとともに、記者発表を行って報道関係者にも公開していた。

中国地方整備局本局においては、TEC-FORCE 隊員帰還後には、全職員を対象とした活動報告会を実施して活動強化や職務環境改善につなげていた。また、岡山国道事務所においても、TEC-FORCE 活動は貴重な経験談であるため、職員のスキルアップに繋げるため、活動報告会を実施していた。

沖縄総合事務局においては、TEC-FORCE 隊員帰還後に派遣職員から意

見等を集約し職務環境の改善を検討していた。また、派遣職員の経験を組織として引継ぐため、本局及び事務所において、派遣者からの TEC-FORCE 活動報告会を実施していた。

2) 大規模災害時の活動記録の作成に関する取組状況

東北地方整備局においては、東日本大震災の実体験を踏まえて、TEC-FORCE の活動に関することも含めて経験知を書き残し、対応が不十分だった事項や見解の分かれる課題についても平成25年3月に「災害初動期指揮心得」としてとりまとめ、管内の各種研修やセミナー等の講義資料として広く活用するなど災害対応ノウハウの継承に努めていた。

中国地方整備局においては、平成26年8月の広島土砂災害の際の中国地方整備局の活動と職員の報告等を記録し、TEC-FORCE の活動に関することも含めて「広島土砂災害（平成26年8月豪雨）～国土交通省中国地方整備局 活動の記録～」として平成27年7月にとりまとめ、災害対応ノウハウを継承していた。

(5) その他

1) TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置

複数の地方整備局等においては、TEC-FORCE 派遣に伴う旅費や超過勤務手当など、TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置に関して課題があるとのことであった。

＜地方運輸局＞

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

TEC-FORCE 等が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備するとともに、TEC-FORCE 等の派遣、組織体制、活動内容等を定めた「TEC-FORCE 活動マニュアル」等を作成することが重要である。

また、自らが被災した場合を想定し、「業務継続計画」等に職務環境の確保（非常食等の備蓄など）等について具体的に定めておくことも重要である。

このようなことから、災害支援業務における職務環境の整備に関する取組について監察を実施した。

1) TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアル等の整備状況

① TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアルの整備状況

全ての監察対象機関において、TEC-FORCE 等の派遣、組織体制、活動内容等を定めた TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアルを整備していた。また、災害時に必要となる防災服、モバイル P C 等の資機材の一覧を作成することによって、支援先に携行する防災用品の準備が速やかに対応できる工夫をしていた。

関東運輸局においては、現地災害対策本部への派遣実績を踏まえ、派遣先の業務内容、緊急支援物資輸送に必要な作業シートの記載要領、過去の災害発生時に地方運輸局が対応した事例等をまとめたハンドブックを整備していた。

北海道運輸局においては、緊急輸送に関する災害時の初動体制から実施状況の確認までの手順を示したマニュアルを整備していた。

② 災害対策本部設置等に関するマニュアルの整備状況

関東運輸局においては、衛星携帯電話・テレビ会議システム・停電時の非常用電源の設置方法について、写真等を用いて分かり易くまとめたマニュアルを整備していた。

中国運輸局においては、平成 26 年広島土砂災害時にテレビ会議システムの起動・接続について、多大な時間を要した反省を踏まえ、テレビ会議システムの使用に関するマニュアルを整備していた。また、災害により浸水、流出した被災自動車の点検整備や廃車等の手続きの相談に対応するために開設する「移動自動車相談所」について、平成

26年広島土砂災害時の実績を踏まえ、「移動自動車相談所」の開設に関する経緯や手順の詳細活動記録書を整備していた。

東北運輸局においては、停電時の使用機器接続方法等をまとめたマニュアルを整備していた。

③ 備蓄品の確保状況

全ての監察対象機関において、業務継続計画を定めており、被災した際の執務環境を確保するための食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄品を計画的に確保していた。

2) 災害支援派遣先における移動手段の確保状況

全ての監察対象機関において、災害発生時等の通行規制がかけられた場合に備え、本局、運輸支局等の公用車について、公安委員会に緊急通行車両として登録していた。

3) 災害支援業務に関する訓練等の実施状況

全ての監察対象機関において、職員の安否確認訓練、徒歩参集訓練等を行う防災訓練を実施していた。

北海道運輸局、関東運輸局及び四国運輸局においては、災害発生時に関係機関との連携が重要との観点から、地方公共団体等の関係機関と連携した緊急支援物資輸送の訓練を実施していた。

北海道運輸局においては、TEC-FORCE 隊員を対象に業務研修を実施するとともに、各防災関係機関との訓練に参加させ、TEC-FORCE 隊員としての意識づけを行っていた。

四国運輸局においては、船内、造船所等において業務を遂行する海事技術専門官等の現場業務中における公務災害を防止することを目的として、造船業者が保有する「安全体験教育センター」を活用した安全体感研修を実施していた。

4) 災害支援業務を円滑に行う環境の整備状況

東北運輸局においては、東日本大震災の際に被災状況の把握とその情報共有に多くの人員と時間を要した経験等から、災害発生時における交通機関、運輸支局等の被災状況や職員の安否確認等の災害情報について、本局及び管内の運輸支局等においてリアルタイムで更新・共有が可能となる「災害情報管理システム（D I M A S）」を構築し、効率的かつ迅速

な情報収集と効果的な情報共有が可能となる環境を整備していた。

(2) 災害支援の広報に関する取組

被災地支援の活動内容について被災地内外に発信する広報活動は、支援活動の効果を高めるとともに、派遣職員のモチベーション向上にも寄与するものであり重要である。

効果的な広報資料の作成方法、活動状況を伝える写真撮影方法、多様な広報手段の活用等、広報活動のノウハウについて、マニュアル等を作成して関係者が理解を深め、広報活動をより効果的なものにすることや、広報活動の事後検証と共有により、業務の改善等に資することが望まれる。

また、災害時に効果的な広報活動を行うためには、平素からの広報活動の実施・工夫やマスコミとの良好な関係構築等にも取り組むことも必要である。

このようなことから、災害支援の広報活動に関する取組について監察を実施した。

1) 報道活動に関するマニュアル等の整備状況

全ての監察対象機関において、広報に関する組織体制、広報手法、報道機関との調整方法等を定めたマニュアルを整備していた。

東北運輸局及び関東運輸局においては、災害発生時において誰でもホームページに掲載情報を追加できる環境を整えるため、ホームページ更新マニュアルを整備していた。

2) マスコミとの良好な関係の構築状況

全ての監察対象機関において、各新聞社等との意見交換会を毎年開催し、相互の情報交換、意見交換を行い、普段からマスコミとの良好な関係を構築していた。

3) 交通機関の運行状況に関する広報活動の実施状況

四国運輸局においては、四国島内と本州・九州を結ぶ鉄道、高速バス、船舶についての運行（航）状況が把握できる「本日の運行情報」（各運送事業者がホームページで公開している運行状況にリンク）をホームページのトップ画面に設置することによって、平時から交通機関の運行情報を広く国民に周知できる環境を整備していた。

4) 迅速な広報活動を実施するための訓練の実施状況

関東運輸局においては、災害発生時に迅速かつ正確な広報を行うため、防災訓練の際に、運輸支局等の被災状況や業務実施状況に関するプレス資料（訓練用）を作成し、各県政記者クラブへ投げ込みを行う訓練を実施していた。

四国運輸局においては、運輸関係事業者の協力を得て、各事業者から交通機関の被災状況（訓練用）に関する報告を受け、その情報を基にプレス資料を作成する訓練を実施していた。

5) その他

中国運輸局及び中国地方整備局では、平成26年広島土砂災害時において、公共交通事業者から、被害状況や復旧状況等の情報が非常に重要な情報であるため提供して欲しい旨の要望を受け、中国地方整備局広島国道事務所において災害復旧情報を提供する仕組みを構築していた。

2. 提示意見

(1) 災害支援業務における職務環境の整備に関する取組

1) TEC-FORCE 等の災害派遣に関するマニュアル等の整備

本省、北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局（以下、北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局を併せて「地方整備局等」という。）においては、TEC-FORCE 等が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣を行う体制を整備しているとともに、TEC-FORCE の派遣、組織体制、活動内容等を定めた「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」等を整備しているが、TEC-FORCE への期待の高まりや活動内容の多様化を踏まえ、不断の見直しを行っていくこと。また、国土地理院においては、円滑な活動に向け派遣の実情を踏まえ TEC-FORCE に関するマニュアル等を整備すること。

2) 災害支援業務における職務環境の整備に関するマニュアル等の整備

地方整備局等、国土地理院においては、TEC-FORCE 等の活動を迅速かつ的確に行うため、派遣中の職務環境の整備に関するロジ関係の具体的な事項、業務内容について「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」等で整理すること。一方、派遣するロジ担当に過度な負担とならないよう派遣元の応援対策本部との間で適切な分担を図り、その内容については「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」等を改定する際に反映すること。

3) 災害支援派遣先における移動手段の確保

地方整備局等、国土地理院においては、TEC-FORCE 等として派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に移動できる手段を確保するため、いくつかの地方整備局等の実績を参考として、必要に応じて関係機関等と以下のような協定等を締結しておくことが望ましい。また、派遣中の隊員の負担を軽減させるため、移動手段として、自操やレンタカー、車両管理業務、タクシーの活用など、派遣先の実情に応じた移動手段の選定を行うとともに、調達方法の改善を行うことが望ましい。

[車 両]

- ・車両確保のため、全国に店舗を有するレンタカー業者との協定

[燃 料]

- ・車両の燃料費に係る立替払いが生じないように、全国に店舗を有する

ガソリンスタンドとの法人カードを利用した揮発油購入契約

4) TEC-FORCE 等の受入れを想定した職務環境整備

地方整備局等においては、TEC-FORCE 等の派遣を要請した際に、派遣隊が円滑に活動環境を整えられるよう、いくつかの地方整備局等の実績を参考として、管内の宿泊先や食事調達先等についての情報を整理し、他の地方整備局等に情報提供できるように準備しておくこと。

5) TEC-FORCE 隊員の安全管理に関する取組

複数の地方整備局において、TEC-FORCE 隊員の安全管理について課題があることを認識していたことから、本省及び地方整備局等は、隊員の安全管理について「TEC-FORCE 活動標準マニュアル」等を適切に見直すこと。また、指揮権と安全管理等の責任を原則、同一の者が持つような枠組みとなるよう検討すること。

(2) 災害支援派遣における派遣者調整等に関する取組

地方整備局等、国土地理院においては、TEC-FORCE 等を派遣する際に、TEC-FORCE 等がより円滑かつ迅速に活動するとともに効果的な広報を行えるよう、ロジ・広報を担当する班あるいは担当要員を適切に配置すること。

(3) 災害支援の広報に関する取組

TEC-FORCE 活動に関する広報については、本省、地方整備局等及び国土地理院において実施しており、マスコミに取り上げられるなど、一定の成果を得ているが、TEC-FORCE を派遣要請する地方公共団体等に TEC-FORCE の存在や活動内容を知ってもらうことが被災地の早期復旧に繋がることから、TEC-FORCE の認知度の向上を図ることは重要である。このため、効果的な広報が行えるよう、「TEC-FORCE 広報マニュアル (H26.5)」を有効に活用し、人材育成等を行うことが望ましい。

(4) TEC-FORCE に関するノウハウの継承に関する取組

本省、地方整備局等、国土地理院においては、TEC-FORCE 等の派遣終了後に、現地での活動状況・派遣にあたっての反省点・課題等を整理し、活動報告会や「TEC-FORCE ノウハウ集」等で共有している。今後とも、TEC-FORCE に関するノウハウを継承し、活動報告会や「TEC-FORCE ノウハウ集」等の充実を図ることが望ましい。

(5) TEC-FORCE 派遣に伴う予算措置

本省及び地方整備局等においては、TEC-FORCE 等が円滑かつ迅速に活動を行うためには、派遣に伴う予算措置が必要であり、大規模災害時における TEC-FORCE の派遣に伴う費用について、適切な予算措置ができるよう努めること。

(6) その他

地方整備局等及び地方運輸局においては、災害発生時には、被災状況や復旧状況等の情報が公共交通事業者等を含む地域の関係機関にとって非常に重要な情報となるため、被災状況や復旧状況等について、地方整備局等と地方運輸局間の情報共有に加え、公共交通事業者を含む地域の関係機関との情報共有を図る仕組みを構築することが望ましい。

3. 推奨事例

< 地方整備局、沖縄総合事務局、国土地理院 >

(1) 災害支援派遣先における食事の確保に関する取組

【TEC-FORCE 派遣時の食事の質の向上（関東地方整備局）】

災害対応時には TEC-FORCE 隊員のように厳しい環境の中で作業に従事しなければならない職員や、場合によっては、冷たい食事を取らざるを得ない職員もあり、TEC-FORCE 隊員を含む災害対応を継続して実施する職員の活動を支えるためには、非常食の質の向上が必要である。

そこで、関東地方整備局においては、非常食の一部は加熱機能付き非常食を備蓄し、また、職員に試食してもらするなど非常食の内容の改善について検討を続けていた。

非常食の質の向上について検討することは、被災地で活動する TEC-FORCE 隊員等の士気の向上につながる取組として評価できる。

TEC-FORCE・リエゾンで派遣される職員の非常食について

- 阪神・淡路大震災から東日本大震災に至る各被災地では、被災直後は、お湯の無い避難所が多く、お湯を必要とする食品が届いても食べることができないという問題が指摘された。
- 当整備局から派遣される TEC-FORCE やリエゾンも厳しい環境の中で作業に従事しなければならず、場合によっては、冷たい食事を取らざるを得ない状況も発生し、士気の低下も懸念されている。

■ 被災地支援などの業務を継続して実施する TEC-FORCE やリエゾンの活動を支えるため、非常食の質の向上が必要である。

- 箱根山の火山活動の高まりに伴い派遣されているリエゾンに火や電気を使わずに加熱できる非常食を試行で試食してもらい、今後の非常食購入の参考とする。



TEC-FORCE 派遣される職員の非常食

(2) 災害支援派遣先における移動手段の確保に関する取組

【災害支援派遣先における移動手段の確保に関する取組（関東地方整備局・中部地方整備局・中国地方整備局）】

関東地方整備局本局においては、災害時に迅速に車両確保できるように、公募し応募があったタイムズモビリティネットワークス（株）と平成25年から「災害時における人員運送車両の貸渡に関する協定書」を締結していた。

広域派遣も想定して、全国に支店を有するレンタカー業者と災害協定を締結しているのは、移動手段の確保に関する取組として評価できる。

中部地方整備局本局においては、災害時に運転手が不足する場合に備えて、平成24年10月にタクシー会社と「車両の運行業務に関する協定」を締結していた。また、本協定については、運転手に直接指示ができるように、労働者派遣契約を締結することとしていた。なお、本協定に基づき運転手を確保する場合、比較的費用がかかるという点に留意する必要がある。

運転手が不足する場合に備えた協定を締結していることは、移動手段の確保に関する取組として評価できる。

中部地方整備局本局においては、車両管理業務により移動手段を確保する場合には、TEC-FORCEの現地総括班のロジ担当者を運行管理業務の担当職員として定めていた。

被災地の状況があまり分からない派遣元の事務所等にいる本来の運行管理業務の担当職員を通さずして車両管理責任者に指示できるよう工夫していることは、指示時間の短縮だけでなく、出発直前まで行程が決まらない場合や急な行程変更等にも柔軟に対応出来ることから、移動手段の確保に関する取組として評価できる。

中国地方整備局本局及び国土地理院においては、メーカー系列のスタンドであれば全国で給油が可能となる法人カードを利用した揮発油購入契約を締結しており、その結果、車両の燃料費に係る立て替え払いはほとんど生じていない状況であった。

TEC-FORCE 隊員等の立て替え払いが生じないように、法人カードを利用し

た揮発油購入契約を締結していることは、評価できる。

(3) TEC-FORCE等の受入れを想定した職務環境整備

【宿泊先・食事調達先の一覧表の作成（中部地方整備局）】

中部地方整備局においては、TEC-FORCEの受け入れが決定した場合に派遣隊に速やかに配布できるように、本局において連絡先や宿泊料金を取りまとめたホテル一覧を作成し、適宜更新していた。

また、静岡河川事務所においても、近隣の宿泊先・食事調達先のリストを作成していた。

TEC-FORCEの受け入れが決定した場合に、速やかに他の地方整備局からの派遣隊に配布できるように宿泊先・食事調達先のリストを作成しておくのは評価できる。



南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE宿泊先候補 H28.12.28

地区	ホテル名	住所	TEL	料金	部屋数
長野県	ホテルオオハシ	長野県飯田市東新町28	0265-22-5184	5,300円～	176
	ホテル ニュースルク	長野県飯田市鎮町1-1	0265-21-2111	6,318円～	86
	駒岡温泉湯元 湯一橋	長野県飯田市上駒岡628	0265-28-1111	5,860円～	146
	ホテル ルートイン飯田	長野県飯田市青島町2-3-5	0265-25-1622	6,950円～	133
	ビジネスホテル エルボン飯田	長野県飯田市青島町1-14-7	0265-25-1111	5,130円～	63
	ファンゲイズ ホテル	長野県伊那市山寺1571-4	0265-72-2277	4,700円～	108
	ホテルロードインフロント伊那	長野県伊那市山寺1598-1	0265-72-1008	4,700円～	86
	ホテルセリア	長野県伊那市弘島4919-31	0265-77-1002	5,400円～	106
	伊那パークホテル	長野県伊那市町3021	0265-74-1728	5,300円～	109
	商業輸村 ホテル ルートイン伊那センター	長野県上伊那郡商業輸村8283-1	0265-71-4411	5,375円～	116
長野県	駒ヶ根プレミアムホテル	長野県駒ヶ根市赤穂1522-3	0265-62-9400	5,500円～	120
	ルートイン駒ヶ根センター	長野県駒ヶ根市赤穂1903-1	0265-62-7011	5,450円～	147
	駒ヶ根グリーンホテル	長野県駒ヶ根市中央11-8	0265-63-1141	3,500円～	95
	中川村 望遠荘	長野県上伊那郡中川村大津4489	0265-68-2033	4,320円～	30
	ザンイン温泉北インター	長野県塩田市大字庄内吉田842-3	0263-67-0511	2,160円～	83
	ウアランドホテル 穂州健康ランド	長野県塩田市大字庄内386-1	0263-67-8111	4,950円～	245
	ホテル中村屋	長野県塩田市大門9-4-21	0263-62-1300	1,838円～	44
	ホテルロードイン 塩田北インター	長野県塩田市庄内吉田842-1	0263-59-8411	5,175円～	134
	ホテルロードイン 塩田	長野県塩田市庄内吉田1548-1	0263-51-5000	5,200円～	130
	自由館クラブ 木曾三河堂	長野県木曾郡木曾町福島2012-4	0264-24-3332	3,868円～	28
木曽町	YOSHINAKA 森のホテル	長野県木曾郡木曾町日輪4988-8	0264-23-7331	6,875円～	20
	おんたけ旅館村セントラルロッジ	長野県木曾郡三川村3159-25	0264-49-2111	7,000円～	82
	つたや亭の 風里	長野県木曾郡木曾町前田藤原木曾萬の	0264-42-1180	6,000円～	20
	ホテル木曾温泉	長野県木曾郡木曾町三谷9-57	0264-49-2700	5,800円～	24
	大森村 フェリスバス會あてら荘	長野県木曾郡大森村豊野539-58	0264-65-4455	3,900円～	16
	ねぞめホテル	長野県木曾郡上松町上松1988	0264-62-2245	5,000円～	28
	上松町 精選系	長野県木曾郡上松町上松1350-3	0264-62-2276	4,470円～	8
	木曾町 南木曾温泉 ホテル木曾路	長野県木曾郡南木曾町南木曾2278	0264-60-1126	9,075円～	76

連絡先や宿泊料金を取りまとめたホテル一覧

(4) 派遣職員の健康安全管理に関する取組

【現地調査等安全の心得の作成（東北地方整備局）】

東北地方整備局においては、安全教育に関して、過去に起きた職員の死亡事故を踏まえ、現地調査等を安全に行うため、また、万一の事故の際に被害を最小限にすることを目的に「現地調査等安全の心得(案)」を平成19年9月に作成し、管内の各種研修やセミナー等において広く活用していた。

また、北上川下流河川事務所においては、毎年国家公務員安全週間に「現地調査等安全の心得(案)」を用いた現地調査における安全管理等に関する講話を実施していた。

現地調査等においては「安全第一」はいうまでもなく、安全の心得としてとりまとめ、また事務所等において定期的に周知等を図ることは、職員の安全教育に関する取組として評価できる。



「現地調査等安全の心得(案)」の表紙

(5) 災害支援の広報に関する取組

【派遣元の地方整備局ネットワークに接続可能なモバイルPCの持参（関東地方整備局）】

関東地方整備局においては、被災地方整備局本局に派遣される総合指令班及び現地に派遣される各班に対し、標準的な装備品として、関東地方整備局のネットワークに接続可能な設定を行ったモバイルPCを持参していた。

これにより、現地と関東地方整備局応援本部、被災地方整備局の災害対策本部との間で迅速かつ円滑な状況共有が可能となっており、効率的なTEC-FORCE活動に貢献していることが確認できた。関東地方整備局のこのような対応は評価できる。



平成28年熊本地震で派遣された関東地方整備局 TEC-FORCE 河川班が阿蘇市役所でモバイルPCを活用している様子（平成28年5月3日撮影）

【広報写真の撮り方に関する講習会（中部地方整備局・東北地方整備局）】

中部地方整備局においては、災害対応時の広報用写真の撮影手法等を職員に習得させるため、毎年、写真部の新聞記者を講師に迎え、全職員を対象として災害時を意識した伝わる写真の撮り方等に関する講習会を本局にて開催していた。また、静岡河川事務所においても、元新聞社写真部の方を講師に迎え、伝わる写真の撮り方に関する講習会と実習を実施していた。

東北地方整備局においては、TEC-FORCE 活動に関する職員向けのセミナーを毎年実施しており、その中で、広報写真の撮影ポイント等について、プロの写真家を招いた講義を行っていた。

これらの取組は効果的な広報を行うための職員の広報力向上の取組として評価できる。



写真の撮り方講習会（中部地方整備局）



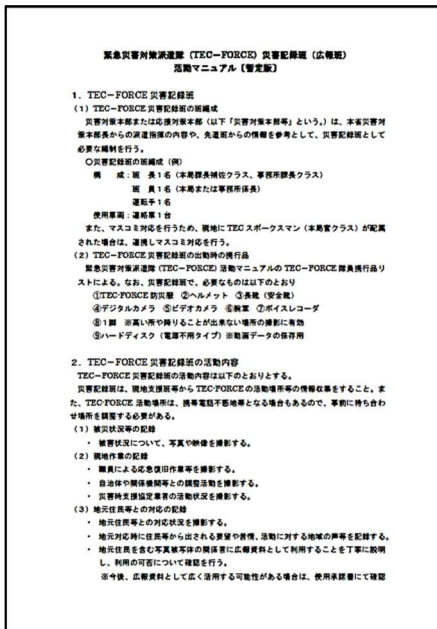
セミナーでプロの写真家から広報写真の撮影方法について学ぶ（東北地方整備局）

【現地作業等の記録を専門とする災害記録班の派遣（中国地方整備局）】

中国地方整備局においては、平成25年度に中国管内で大規模な災害が発生しTEC-FORCEを派遣した際、災害記録に対するマニュアル整備の必要性が認識されたことから、平成26年3月に「緊急災害対策派遣隊災害記録班活動マニュアル」を暫定版として作成した。

また、その後のTEC-FORCE派遣においては、原則として、現地作業等の記録を専門とする災害記録班を派遣することとしていた。

これは、TEC-FORCE活動についての記録、広報を実施する体制確保の取組として評価できる。



緊急災害対策派遣隊
災害記録班活動マニュアル

災害記録班の活動状況

(6) TEC-FORCEに関するノウハウの継承に関する取組

【活動報告会等の開催（中部地方整備局・東北地方整備局）】

中部地方整備局においては、TEC-FORCE 隊員帰還後に、本局において派遣隊員へのアンケートや公開での報告会を実施し、職務環境改善につなげていた。

また、静岡河川事務所においても、民間業者にも参加いただき報告会を行うとともに、記者発表を行って報道関係者にも公開しており、TV報道も行われていた。

TEC-FORCE 隊員等の帰還後に報告会を開催することは、TEC-FORCE に関するノウハウを継承する取組として評価できる。

また、東北地方整備局においても、TEC-FORCE 隊員等の帰還後、本局にて活動報告会を実施していたが、テレビ会議システムを活用し事務所職員も参加させる等の工夫を行っていた。

TEC-FORCE 隊員等の帰還後に報告会を開催するにあたり、テレビ会議システム等を活用し、できる限り多くの職員が参加できるよう工夫していることは、評価できる。



TEC-FORCE 活動報告会及び意見交換会（中部地方整備局）



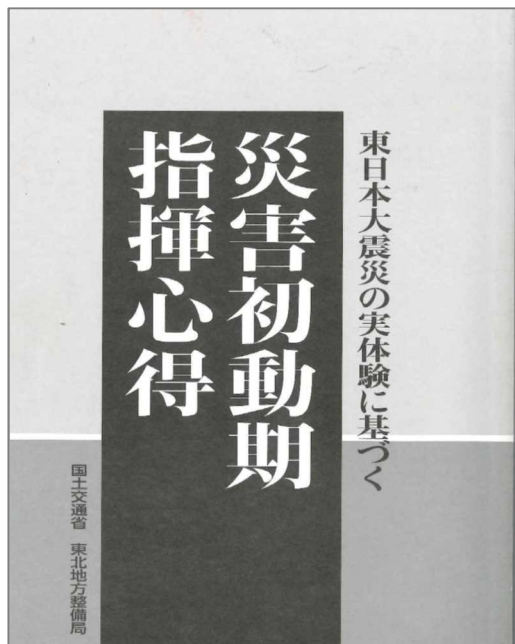
テレビ会議システムを活用した TEC-FORCE 活動報告会（東北地方整備局）

【大規模災害時の記録（東北地方整備局・中国地方整備局）】

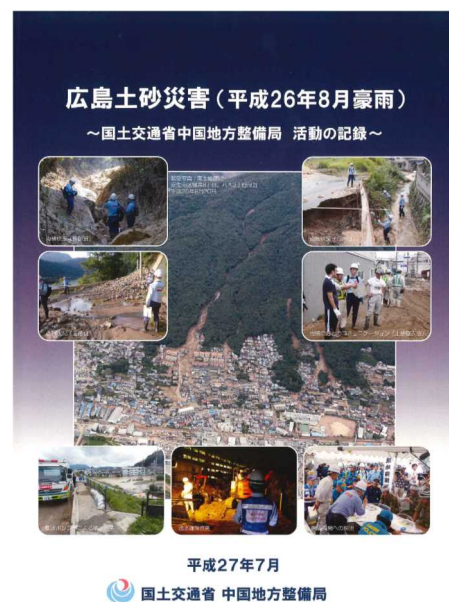
東北地方整備局においては、東日本大震災の実体験を踏まえて、TEC-FORCE の活動に関することも含めて経験知を書き残し、対応が不十分だった事項や見解の分かれる課題についても平成25年3月に「災害初動期指揮心得」としてとりまとめ、管内の各種研修やセミナー等の講義資料として広く活用するなど災害対応ノウハウの継承に努めていた。

中国地方整備局においては、平成26年8月の広島土砂災害の際の中国地方整備局の活動と職員の報告等を記録し、TEC-FORCE の活動に関することも含めて「広島土砂災害（平成26年8月豪雨）～国土交通省中国地方整備局 活動の記録～」として平成27年7月にとりまとめ、災害対応ノウハウを継承していた。

大規模な災害時の職員等の活動について、TEC-FORCE の活動に関することも含めてしっかりととりまとめ、災害対応ノウハウを継承していくことは、評価できる。



「災害初動期指揮心得」の表紙
(東北地方整備局)



「広島土砂災害
(平成26年8月豪雨)」の表紙
(中国地方整備局)

< 地方運輸局 >

(1) マニュアルの整備を通じたノウハウの継承に関する取組

【TEC-FORCE ハンドブックの作成（関東運輸局）】

関東運輸局においては、現地災害対策本部への派遣実績を踏まえ、

- ① 現地対策本部で想定される業務内容、携行品、関係部署の連絡先
- ② 現地災害対策本部の会議記録及び緊急支援物資輸送に必要な作業シートの記載要領
- ③ 過去の災害発生時に地方運輸局が対応した事例と課題 等

をまとめた「TEC-FORCE ハンドブック」を平成26年12月に作成し、TEC-FORCE 隊員全員に配布していた。

これは、現地災害対策本部への派遣等の災害支援業務を円滑かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。

TEC-FORCE ハンドブックの作成

資料④

【記載例】

現地災害対策本部等会議記録様式（日報）

- 派遣日 平成26年 2月19日（水）天候：晴れ 気温：3℃
- 派遣先及び対策本部名
 - 山梨県 緊急現地災害対策本部 本庁舎 3階 301会議室
 - 連絡先
電話番号：000-000-0000
FAX番号：000-000-0000
- 派遣された職員
山梨 運輸支局 運輸企画専門官 ○ ○ ○ ○

4. 派遣先から物資等輸送依頼があった

- 物品名称（何を〔融雪剤〕塩化カルシウム）
- 数量（30kg入袋 × 30）
- 輸送区間（調達先は現時点で）
- 搬送先名称（どこまで 具体的に）
例：笛吹市 文化センター
- 費用負担如何（費用負担は誰か）
- その他 費用負担は山梨県

5. 1日の行動記録等

例）7時30分 山梨県
8時00分～8時30分 政府書庫
13時30分～14時00分 政府書庫
17時00分～17時30分 政府書庫
17時30分～18時30分 政府書庫
18時30分 本日

【飲料水】 物資調達シート(参考)

品名	数量	単位	調達先	調達日	調達場所	備考
飲料水	30	kg	山梨県	2/19	山梨県	

別添1

品名	数量	単位	調達先	調達日	調達場所	備考
飲料水	30	kg	山梨県	2/19	山梨県	

リエゾン対応事例



リエゾン対応事例（山梨県への緊急物資輸送）

- 2月19日、山梨県が山梨県トラック協会に緊急物資の輸送を依頼
 - 2月20日、融雪剤の製造業者の倉庫が被災
 - 2月22日、群馬県桐生市の業者から、山梨県選出の国会議員から、経済産業省が県を通じて、融雪剤の輸送を依頼
 - 2月24日、融雪剤要望のあった3市町で、山梨県から同様に運送手配の依頼（調達先が横浜の山下ふ頭、山梨県トラック協会に運送を依頼）
 - 2月25日、運送事業者2社が横浜で荷役
 - A社 横浜 9:00 → 山梨
 - B社 横浜 10:30 → 山梨
 - B社 横浜 11:50 → 山梨
 - リエゾンは各市町への融雪剤到着を確認、現地災害対策本部から撤収
- ※ 各市町への輸送は、政府現地対策本部の指示に従って実施
※ 物資調達費用、運送費用は各市町が負担

主なリエゾン派遣者の感想



今回のリエゾン派遣で感じたこと

- リエゾンの選任**
可能な限り、土地勘のある職員を派遣すること。
- 通信手段の確保**
無線LANが使用できるモバイルパソコン、USBが必要。（携帯用プリンタもあればなお良い）
- 緊急物資輸送に係る調整**
 - 日頃から防災訓練等の機会を活用し、物資調達シートの記載方法をマスターしておくこと。
 - 物資の到着時間を積算するためには、物資の荷役時間を把握する必要がある。
 - 要請元である自治体に、高速道路が無料で通行できる「災害派遣等従事車両証明書」の発行について確認する必要がある。
- 交代要員の確保と引継**
各省庁、3～4日程度を目安にリエゾンが交代、交代前に業務の引継を実施。

【災害対策本部設置マニュアル等の作成（東北運輸局・関東運輸局・中国運輸局）】

関東運輸局では、衛星携帯電話・テレビ会議システム・停電時の非常用電源の設置方法、職員の安否・庁舎等の被災状況・交通機関の運行状況の確認方法について、写真等を用いて分かり易くまとめた「関東運輸局災害対策本部設置マニュアル」を平成27年8月に策定し、その後も訓練時の課題等を踏まえ、適宜見直しを行っていた。

中国運輸局では、平成26年広島土砂災害時にテレビ会議システムの起動・接続について、多大な時間を要した反省を踏まえ、テレビ会議システムの使用に関するマニュアルを策定し、職員に周知していた。

東北運輸局では、非常発電を60時間以上使用できるように燃料となる重油を常に1万ℓ以上確保するとともに、停電時の使用機器接続方法等をまとめた「停電時対応マニュアル」を平成25年2月に策定し、防災訓練時において職員による接続訓練を実施していた。

これらは、災害発生時における関係部署との情報共有や停電時の対応を円滑かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。

災害対策本部設置マニュアル等の作成

2. 衛星携帯電話の設置

①16 階会議室窓側に配置してある衛星携帯電話本体電波の受信状態が良好であることを確認します。

本室には衛星携帯電話が2台あり、1台（090-8748-XXXX）向きに配置しています。常時非常用電源に繋いで電源を入れて下図のとおり衛星携帯電話本体をマルチアダプタで中継し固定は固定電話機を使用します。

電波を受信に向けて

電波を入りやすくするため、ブラインドは必ず開けて下さい

衛星携帯電話本体

アンテナ面

マルチアダプタ

固定電話機

関東運輸局

停電時対応マニュアル（概要版）

東北運輸局

【停電時対応機器等接続位置図】

人事課 総務課 総務部長室 次長室 局長室

局長室、次長室、総務部長室のLANケーブルはサーバ室と直接接続されているため、取り外さない

インテリジェントスイッチングハブ（各部固有のハブ・外面が青色）

【機器等接続例示】※表面接続機器一覧参照

- i: 災害対策室の床面(OAフロア)コンセントにドラム式コードリールを接続
- ii: ドラム式コードリールからケーブルを全て伸ばしきったうえでOAテーブルタップを接続
- iii: OAテーブルタップに、停電時起動対象機器の電源を接続
- iv: 各部に設置されているインテリジェントスイッチングハブからサーバ室接続LANコード(図の位置のポート)を外し、停電時接続用のスイッチングハブに移動
- v: 停電時接続用スイッチングハブと黒色LANケーブルにより停電時接続用の機器(PC等)を接続(これまで接続されていた黄緑又は黄色のLANケーブルは、一時的に外す) ※接続機器は、黒色LANケーブルにタグにより表示。(裏面の「袋有表示・タグ表示」参照)

サーバ室へ 各部室内のLAN機器へ

災害対策室床面から供給

①ドラム式コードリール

②OAテーブルタップ

③インテリジェントスイッチングハブ(各部固有のハブ)

④スイッチングハブ

⑤LANケーブル(黒) ケーブル毎のタグに示した機器に接続(裏面参照)

⑥ノートPC

⑦デスクトップPC

⑧プリンタ

⑨スキャナ

⑩このケーブルは外さない

取り外さない(常に接続状態)

ノートPC等へ

⑪～⑬の機器及び液晶TV(各部1台)に接続

⑭⑮は同じ配置が配されている機器に接続

タグの例(裏面「袋有表示・タグ表示」参照)

停電時対応ツールBOXに入っている機器・ケーブル類

- 3 -

中国運輸局 TV会議システム(局長室)起動・接続手順

平成28年8月改訂

<使用機器>

- TV会議システム本体 (SONY: IPELA) ※TVの下の緑色の小さな機器。(WANに接続する必要がある。システム上の天井からのLANケーブルで接続済み。)
- TV (SONY: BRAVIA)

1. システム起動・設置手順

- 電源コードを差す。
 - IPELAの電源を入れる (本体左側のスイッチ)。(「スタンバイ」モードから起動する場合は、IPELAリモコンの【電源】ボタンでも可。)
 - IPELAの起動には数分かかるので、その間に他の準備を進める。
 - TVの電源を入れる (TVリモコン)。
 - TVが「HDMI1」の入力モード (画面上に表示) になっていること確認。なっていない場合はTVリモコン左上の【入力切替】ボタンで入力「HDMI1」にする。
- マイクの設置
 - IPELAに接続してある2個のマイク (円形) のコードを伸ばし、「中国運輸局」の机と机との間に設置する。
- カメラの調整
 - IPELAが起動してカメラの画像がTVに表示されたら、IPELAリモコンで画面メニューの「カメラ」もしくはリモコンの【カメラ】ボタン「カメラ調整」と読み、カメラの向きやズームを調整する。調整が終わればIPELAリモコンの【戻る】ボタンから元の画面へ。 ※システムは設置上、定光となるため、カーテンを開けるのが望ましい。

2. TV会議

- ・ 相手から発信してもらう場合: IPELAが起動していれば自動的に接続される。
- ・ こちらから発信する場合: IPELAリモコンで、画面メニューの「アドレス帳」→接続したい相手名を選択→「接続」(もしくはリモコンの【接続】ボタン)の順に操作する。

・ 接続中の操作

- 画面表示
 - 相手先と繋がれば、相手先カメラ映像が映る。IPELAリモコンの【画面切替】ボタンで2画面表示に切り替えることで、相手先映像と自分の映像を表示可能。 ※相手先と繋がってなければ2画面表示にはならない。
- 音声調節
 - 接続直後はマイクがオフになっているので、発言するときはIPELAリモコン下のオレシジの【マイク】ボタンでマイクをオンにする (画面上の×印表示が消えればOK)。
 - 発言が終わったらマイクをオフにする。 ※IPELAリモコンの【接続】ボタンを押すと接続が切れてしまうので注意。

- ・ 会議を終了する場合: IPELAリモコンの【切断】ボタンを押して接続を切断する。

3. システム終了手順

- IPELAの電源ボタンを押す (リモコン・本体どちらでも可)。
- 画面に「電源を切りますか」と表示されるので、「電源オフ」を選択。しばらくすると自動的に電源が切れる。
- TVの電源を切り、電源コードを抜く。

※業務の発生次第に随時TV会議が稼働が行われる場合には、「スタンバイ」モードにしておくほうが良い。

※TVは地上波受信可能です。普通TVとして使用できます。

【移動自動車相談所の設置に関する詳細記録書の作成（中国運輸局）】

災害により浸水、流出した被災自動車の点検整備や廃車等の手続きの相談に対応するために開設する「移動自動車相談所」について、平成26年広島土砂災害時の実績を踏まえ、開設に向けた関係機関との調整（運輸支局等、軽自動車検査協会、都道府県県税事務所、自動車整備振興会）、設置場所の調整（地方公共団体等）、周知・現地対応の方法等の「移動自動車相談所」開設に関する経緯や手順の詳細活動記録を整理し、本省が策定した相談所開設マニュアルと合わせて管内の運輸支局等に提供・周知していた。

これは、災害発生時における「移動自動車相談所」の開設業務を円滑かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。



移動自動車相談所の風景

(2) 災害支援業務を円滑に行う環境の整備に関する取組

【災害支援業務を円滑に実施するためのシステムの構築（東北運輸局）】

東北運輸局では、東日本大震災の際に被災状況の把握とその情報共有に多くの人員と時間を要し、また、日本海側運輸支局への情報伝達が円滑に行われなかった経験から、災害発生時における交通機関、運輸支局等の被災状況や職員の安否確認等の災害情報について、本局及び管内の運輸支局等においてリアルタイムで更新・共有が可能となる「災害情報管理システム（以下、「D I M A S」という。）」を平成24年8月に構築し、効率的かつ迅速な情報収集と効果的な情報共有が可能となる環境を整備するとともに、北海道運輸局、北陸信越運輸局、山形県、仙台市の関連機関に無償提供を行っていた。

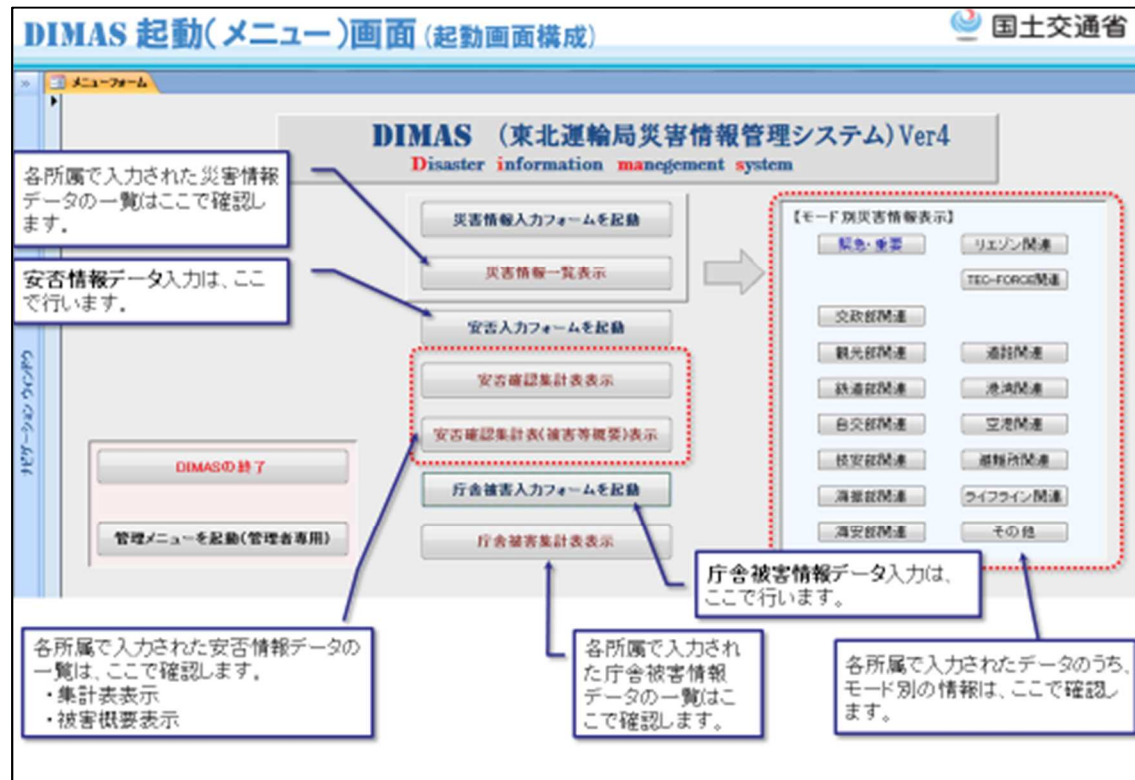
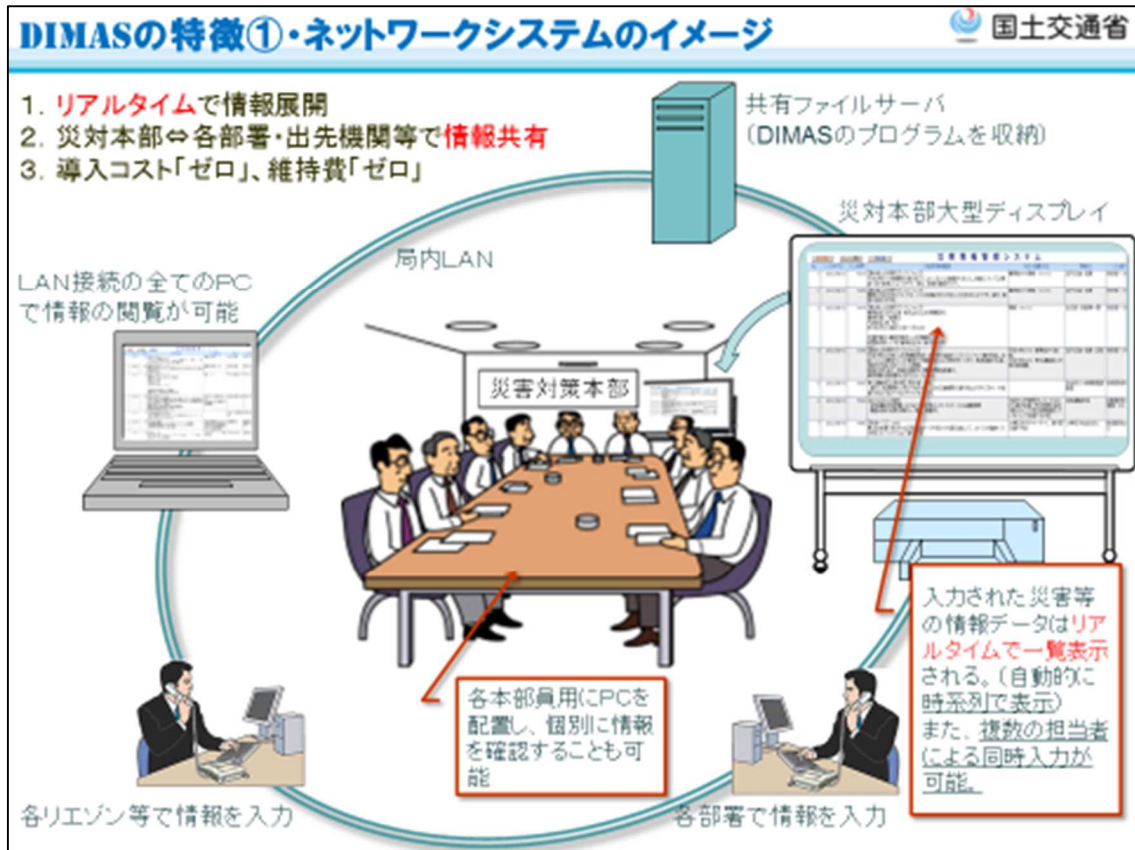
これにより、北海道運輸局では、平成26年度より、防災訓練の際にD I M A Sの操作方法を職員に習熟させるなど、突発的な災害発生時の対応に備えていた。

これは、災害発生時における地方運輸局や交通機関の被災状況等の情報把握・伝達業務を円滑かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。

<参考> D I M A S の主な特徴

- ・ 情報の経由先が少ない（情報を受けた職員がダイレクトに入力。電話、メール等での展開は不要）ため、伝達洩れ、時間ロスが僅少。（迅速化・効率化）
- ・ 災対本部担当者による集約作業が不要のため、他の緊急用務に対応可能。（効率化）
- ・ 入力された災害情報は、直ちに時系列に並び替えられ、ワンクリックで全体情報、モード別情報、安否情報、庁舎被害情報に切り替え可能。（迅速化・共有化）
- ・ 自動保存のため、予期しない停電等でデータを失うことはない。（効率化）
- ・ 複数での入力が可能（各部署及び複数の担当者による同時入力）。（迅速化・効率化）
- ・ Microsoft Access 上で機能するため、他の機関等でも使用可能。（汎用性）
- ・ 共有サーバへ入れるだけで機能。（簡易性）
- ・ 東北運輸局職員が制作のため、導入費「ゼロ」、維持費「ゼロ」。（経済性）

災害支援業務を円滑に実施するためのシステムの構築



(3) 災害支援の広報に関する取組

【交通機関の運行状況に関する広報活動（四国運輸局）】

四国運輸局では、四国島内と本州・九州を結ぶ鉄道、高速バス、船舶についての運行（航）状況が把握できる「本日の運行情報」（各運送事業者がホームページで公開している運行状況にリンク）をホームページのトップ画面に設置し、平時から交通機関の運行情報を広く国民に周知できる環境を整えていた。

これは、災害発生時における交通機関の運行情報に関する国民への周知を迅速かつ効率的に実施するための有効な取組であり評価できる。

交通機関の運行状況に関する広報活動

TOP>本日の運行情報		本日の運行情報			
四国と本州・九州間を結ぶ【旅客鉄道・高速バス・旅客船】					
運行情報提供事業者一覧					
※【運行情報を見るには事業者名をクリックしてください】 ※【運行情報提供ページをご利用の前に必ずお読み下さい】					
香川県	鉄道	四国旅客鉄道(JR四国) 琴平バス 四国高速バス JR四国バス	瀬戸大橋線 関東 中部 近畿 関東 中部 近畿 関東 中部 近畿 中国 九州 中国 九州		
	高速バス	高松エクスプレス(フットバス) 中国JRバス とさでん交通		「四国バスネット」で案内 「トップページ」で運休の案内	
	船	四国急行フェリー ジャンボフェリー			「トップページ」で運休の案内
	宇野～岡山	鉄道 西日本旅客鉄道(JR西日本) バス 画備バス 海部観光 琴平バス 四国交通		宇野線(茶屋町経由岡山) 特急岡山駅行ほか 関東 近畿 関東 中部 近畿 中部 近畿 中国	
徳島県	高速バス	JR四国バス 徳島バス 本四海陸バス 高知駅前観光	関東 近畿 中国 関東 近畿 中国 関東 近畿 中国 関東 近畿 中国 九州		
	船	オーシャントランス 南海フェリー 伊予鉄道 宇和島自動車 JR四国バス		「新着情報」で運休の案内 「駅前トラベル」に接続 「お知らせ」で運休の案内 運航情報なし	
	宇野～岡山	鉄道 伊予鉄道 宇和島自動車 JR四国バス 瀬戸内運輸			関東 中部 近畿 中国 関東 中部 近畿 中国 中国 九州
	徳島県	高速バス 瀬戸内しまなみリーディング 中国バス とさでん交通		中国 九州	

(<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/timetable/index.html>)

【迅速な広報活動を実施するための訓練（関東運輸局・四国運輸局）】

関東運輸局では、災害発生時に迅速かつ正確な広報を行うため、防災訓練の際に、運輸支局等の被災状況や業務実施状況に関するプレス資料（訓練用）を作成し、各県政記者クラブへ投げ込みを行う訓練を毎年実施している。

また、四国運輸局では、運輸関係事業者（鉄道関係6者、自動車関係41者、海上交通関係13者、観光関係7者、物流施設関係4者）の協力を得て、各事業者から交通機関の被災状況（訓練用）に関する報告を受け、その情報を基にプレス資料を作成する訓練を毎年実施している。

これは、災害発生時における運輸支局等や交通機関の被災状況等の情報収集・広報活動を迅速に実施するための有効な取組であり評価できる。

迅速な広報活動を実施するための訓練

訓練

災害情報
平成28年9月7日 10時30分現在
四国運輸局

報道各社様

南海地震による運輸関係事業者の被害状況等について（第2報）
(送信枚数 本表を含み A4×6枚)

四国運輸局災害対策本部は、平成28年9月7日に発生した南海トラフ地震による運輸関係事業者の被害状況等（10時30分現在）を別紙のとおり、取りまとめましたのでお知らせします。

問い合わせ先
四国運輸局 広報対策官 谷口
TEL 087-806-0700
FAX 087-831-5286

訓練

災害情報
平成28年9月7日 10:30現在
四国運輸局

南海トラフ地震による運輸関係事業者の被害状況等について

○鉄道関係
【運行状況と施設等の被害】 (9月7日 10:30現在) D

事業者名	線名	区間	運行状況	主な被害状況等
JR四国	本四備前線	宇多津～児島	運行停止	被害状況調査中
JR四国	予讃線	高松～松山	運行停止	被害状況調査中
JR四国	予讃線	松山～宇和島	運行停止	被害状況調査中
JR四国	予讃線	向井原～若宮(海岸線)	運行停止	被害状況調査中
JR四国	土讃線	多度津～高知	運行停止	被害状況調査中
JR四国	土讃線	高知～窪川	運行停止	被害状況調査中
JR四国	高德線	高松～徳島	運行停止	土砂崩壊多数(讃岐相生～阿波大宮)
JR四国	徳島線	徳島～佐古	運行停止	被害状況調査中
JR四国	牟岐線	徳島～海部	運行停止	大規模土砂流出(桑野～新野)
JR四国	鳴門線	池谷～鳴門	運行停止	被害状況調査中
JR四国	予土線	若井～北宇和島	運行停止	被害状況調査中
土佐くまのしま鉄道	中村線	窪川～中村	運行停止	被害状況調査中
土佐くまのしま鉄道	宿毛線	宿毛～中村	運行停止	被害状況調査中
土佐くまのしま鉄道	阿佐線	後免～奈半利	運行停止	被害状況調査中
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	海部～伊浦	運行停止	被害状況調査中
高松琴平電鉄	琴平線	高松築港～琴電琴平	運行停止	被害状況調査中
高松琴平電鉄	長尾線	瓦町～長尾	運行停止	被害状況調査中
高松琴平電鉄	志度線	瓦町～琴電志度	運行停止	被害状況調査中
伊予鉄道	高浜線	高浜～松山市	運行停止	被害状況調査中
伊予鉄道	横河原線	松山市～横河原	運行停止	被害状況調査中
伊予鉄道	郡中線	松山市～郡中港	運行停止	被害状況調査中
伊予鉄道	城北線	古町～平和通一丁目	運行停止	被害状況調査中
伊予鉄道	軌道線	城南・本町・大平町・花園線	運行停止	被害状況調査中
とさでん交通	軌道線	駅前・枝橋・後免・伊野線	運行停止	被害状況調査中

平成 28 年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察業務は、所管行政の改善・向上、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体・職員の推賞及び不正行為の防止を目的として行うものとし、平成 28 年度においては、以下の観点に立った定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、上述の目的からみた共通的な重要課題について実施するものとし、平成 28 年度においては、以下の観点からの監察を実施する。

1) 職場の健康づくりに関する取組

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としている。そのため、道路・河川・港湾などの社会資本の整備・管理、防災官庁としての安全・安心な地域づくり、豊かで活力あるまちづくりや観光交流の拡大、陸・海・空にわたる物流・人流の確保、これらに関する産業や事業者の振興等の多岐にわたっている行政を担っている。

この使命をまっとうしていくためには、本省及び各地方支分部局等を通じ、各機関の十分な連帯の下で、一人ひとりの職員が健全な誇りや自信、やりがいを感じつつ、チームとして最大限に力を発揮するとともに、国民から信頼される行政組織のあり方を実現することが重要である。

そのためには、「明るく元気で健全な職場づくり」と「ルールの遵守」を車の両輪とした職場づくりが重要であることから、このような職場の健康づくりに関する各機関の取組状況について、監察を実施する。

2) 災害応急対策の実施体制に関する取組

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき、防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に定め実施している。

地方支分部局等においても、国土交通省防災業務計画等に基づき、その所掌事務に関する防災業務計画等を作成するとともに、常日頃から、災害

への対応体制等、必要な措置を講じている。

特に、平成 20 年 4 月には「緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)」が創設され、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等に対して円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施しており、今日（平成 27 年 10 月末現在）まで、東日本大震災をはじめ 58 の災害に対し、のべ 4 万人・日を超える派遣隊員による被災地支援を実施してきているなど、地方支分部局等に期待される役割はますます大きくなってきている。

以上を踏まえ、各地方支分部局等における災害への対応に関し、備蓄等の準備及び緊急対応時の後方支援体制などの職場環境の整備に関する取組並びに職員の健康安全管理などの執行体制に関する取組等、災害応急対策の実施体制に関する取組状況について、監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、国土交通省の所管行政に関する事務についての合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとする。

そのような観点から、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じ、特別監察を実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 職場の健康づくりに関する取組
- 災害応急対策の実施体制に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

東北、関東、中部及び中国の各地方整備局
北海道、東北、関東、中国及び四国の各地方運輸局

国土地理院
内閣府沖縄総合事務局

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別
監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第 1～3 四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

監察の実施上必要が生じた場合には、実施計画において対象機関を追加
するなどの変更を適宜行うものとする。また、本基本計画策定後に所管行
政の改善・向上、公正な業務執行の確保の観点から監察の必要を生じたと
きは、監察事項及び対象機関を追加して行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成 25 年 3 月)
を踏まえた再発防止策の実効性の検証その他の入札契約事務の適正な執
行に係る特別監察を行った場合は、公正入札調査会議に結果を報告した上
で公表するものとする。

以上